

平成28年3月8日

第1回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成28年3月8日(火) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	志村 忠昭	2番	塩野 拓二
3番	金井 浩三	4番	村井 保夫
5番	隅岡 美子	6番	村岡 清邦
7番	小川 保	8番	古川 幸義
9番	村井 勉	10番	尾崎 忠義
11番	渡邊美喜子	12番	庄野 克宏
13番	門 瀧雄	14番	佐々木 勇

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	河西 浩一
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	山下 俊和
町長公室長	高嶋 好弘
総務課長	石原 光弘
政策企画課長	岡部 登
税務課長	中川 隆弘
住民課長	矢野 修司
福祉保健課長	藤原 安江
福祉保健課主幹	丸岡 多恵子
環境課長	石井 克典
建設課長	島田 和博
産業課長	神原 宏一
消防長	前原 成俊
上下水道課長	河田 数明
教育課長	岡 敦憲

1、議会事務局職員

事務局長	中野 弘之
書 記	宮本 和季

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前 9時00分

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

本日も、定刻にご参集頂きまして誠にありがとうございます。

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配布の通りであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、3番、金井浩三君、14番、佐々木勇君を指名致します。

日程第2、一般質問を行います。

なお、質問者の1人の持ち時間は、質問と答弁合わせて45分以内となっておりますので、よろしくお願い致します。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

最初に13番、門瀧雄君。

議員（門 瀧雄）

おはようございます。

3月議会にあたりまして、13番、門瀧雄、質問させていただきます。

次の2項目についてお伺いいたします。

1、災害について、2、地方創生について、2点をいたします。

1点目、災害についてお伺いいたします。

最近は、異常気象によりまして、あちらこちらで川が氾濫、発生しております。各自治会は非常に苦慮しておるところでございますが、又、南海地震がいつ発生しても、不思議でないとも言われております。

多度津町においてその対応が十分に出来ておりますかお伺いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

門議員ご質問の、「災害時において多度津町の対応が十分できているのか」についてお答えをまいります。

いつ起きるかわからない地震に加え、毎年のようにやってくる台風や突発的に発生するゲリラ豪雨等、被害に繋がる可能性の高い災害は、種類や時期とともに多岐に渡ってきております。

まず、ソフト面についてでございますが、昨年度は、多度津町地域防災計画を見直しましたが、今年度は、南海トラフで発生が予想される大地震により、町役場に甚大な被害が発生した場合において、行政事務を出来るだけ早く復旧できるよう、業務継続計画（BCP）を策定いたしました。

また、地震のほか一般災害に対応するため、住民向けに、津波、土砂災害のハザードマップは作成し対象世帯には配布を行い、町ホームページにも掲載しております。

ため池ハザードマップについては印刷中であり、近日中に配布の予定であります。

また、災害の特性や災害への備え、いざという時の避難に関する情報についても住民の方へ広報誌やホームページを活用するほか、研修会等を行い、情報提供を行っているところであります。

なお、平成28年度には、本町で想定される各種災害に対応する総合防災マップの作成を計画しており、完成後は、全世帯に配布することとしております。

また、民間協定事業者等との災害時協定も、既に約60団体と協定を締結しているところでありますが、今後も必要に応じ積極的に協定締結をしてまいります。

また、避難所開設に要する備蓄品の整備も順次進めており、食料や医薬品、トイレなどの生活に必要な用品を備蓄しております。

個人のプライバシーに配慮できるよう着替え等に使用できるマルチテントや、乳幼児にも対応できるようなものも整備いたしております。

これらの備蓄物資の保管場所につきましては、現在多度津中学校体育館にある備蓄倉庫にて集中管理しておりますが、リスクの分散や輸送時間の短縮を図るため、今後は小学校等の公共施設の指定避難所において備蓄できるよう検討してまいります。

次にハード面についてでございますが、本年度は防災行政無線を整備し、3月25日に供用開始式を行う予定でございます。

これまでの広報車による巡回や携帯電話等を活用した緊急速報メール、香川県の防災情報メール、テレビ、ラジオ等のメディアからの情報提供に加え、迅速な情報伝達ができるものと期待をしております。

また、桜川をはじめとした河川堤防の嵩上げ、防潮堤の整備につきましては陸地部分の公共岸壁は終了しましたが、一部の民有岸壁についてはできていないことから、日の出町の防波堤部分に浸水防御用の防水板を県事業で設置いたしましたので、高潮による浸水被害は防げることとなっております。

今後は順次、島しょ部の防潮堤の整備を図ってまいります。

また、雨水対策として、平成28年度に堀江雨水第3幹線の整備を行うこととしております。

今後とも安心できるまちづくりを実現するため、災害に備えた整備を計画的に進めるとともに、住民の方の迅速かつ的確な避難行動に役立つ防災情報の

伝達、周知等を香川県、国の支援をいただきながら取り組んでまいります。
以上、簡単ではございますが、ご理解賜りますようお願い申し上げて、門議員への答弁といたします

議員（門 瀧雄）

町長から丁寧な説明はありがたいのですが、防潮堤の高さというのは平成16年の高潮対策に合わせた高さじゃないのかなと思うんですね。

もし大きな地震がきたら、今では到底止まらんのではないのかなと思うんですね。

私は昭和21年だったと思うんですが、南海地震がきた当時、今この中でその知っとるのはようけもおらんのやないかなと思いますが、その時は6強だったと思うんですが、その時の災害がもし発生したらですね、おそらくライフラインが相当傷むであろうと思うんですね。

まず1番に水道事業なんかは一番こたえるんじゃないかなと思うんですが、その件について、自治体は常に準備をしておると思うんですが、そういう件で一つずつお伺いしていきたいと思っておるんですが。

また先程、毛布とか水とかいうのをリークしとる言よりでしたが、それほどのくらいの人口の割合でしとんのか、それも教えてほしいと思いますしね、まずこの点をお願い致します。

建設課長（島田 和博）

門議員の再質問でございますが、あの16年以後、県のプログラムに沿いまして陸地部、島嶼部、今議員がおっしゃったとおり整備が進められており、離島の一部を残してほぼ完成を致しております。

現実に高さの問題に関しまして、震度8強のそういう地震が起きた場合の太平洋岸からの越波、波が瀬戸内海部分につきましてやはり伊予灘、それと紀伊、和歌山と徳島の間、これを入れてくるわけでございますけれども、いずれにしても島嶼部がありまして、東北のある一部の護岸も、松島という地域がございますが、それに関しまして、それが防波堤になったと。

瀬戸内海部分も現実に太平洋岸から何もない場合は、高知徳島和歌山、それと九州の一部につきましては、もう完全に早い時間帯で到達するという予想でございますけれども、瀬戸内海に関しまして6時間から7時間という一つの今の情報がありますけれども、やはり護岸の整備、これはやっぱり古い段階での護岸等がございますして、今度またその高潮の対策以外に、地震の南海地震に関する部分での護岸補強なり県の方でうち出されておりました、多度津港に内港関係に関しましては、今ある外構の栈橋のあたりがもともとの旧護岸、石でございますして、これについて補強するという計画がもううち出されております、第1次的に。

ですから防潮堤というのはあくまで台風余波等々で風雨があった場合の越波を止めようということでございますが、地震の場合は、下から揺れますので、やはり昭和21年でしたかね前回の南海地震、この時は地盤沈下、これが2m近くありまして、一応その関係で駅の南部まで潮が押し寄せたということで、塩害等々でその桜川水門ができたと聞いておりますが。

現実に地下変動による浸水区域がどうなるかというのは、まだ想定が中々難しい状況であります。

それよりか避難、時間がありますのでここの地域は、やっぱり避難を安全な地域のところに避難していただくということが大事だと考えております。

ハード面につきましては、暫時、地震の関係についても県町合わせまして今後とも検討していくし、早急にせないけない問題だと思っております。

以上でございます。

総務課長（石原 光弘）

門議員ご質問の備蓄の関係ですけれども、現在飲料水については2リットルのペットボトルを300本保管しております。

この飲料水の関係ですが、今町の基本的な考え方は、いざとなったら北山の5,000 t タンク2基の部分の水を使うという想定でありまして、それで飲料水については備蓄が少ないということです。

これは広域化の中で、それが使用できるかできないかは今後の議論になってくると思いますが、現在はそういう対応で備蓄品は水はそういう状況です。

ただ県の方は、多度津町には7,000本のペットボトルを用意しろということをご指導されておりますけれども、町の状況でそういう考え方があるので、今現在はそういう状況であることをご理解いただきたいと思います。

議員（門 瀧雄）

それではですね、地震は起きてはなるんですが起きた時に、避難する順番ですか、そういった訓練というのはやらないのですかなあと常に思ってますけれども。

学校は、先日坂出付属ですか450人か一括でやっておったというのを2日の日にテレビに出ておりましたが、多度津町はどうなんかなあと思いました。

また多度津町は学校の方はどうなんですか。

そういう避難訓練なんかは聞いたことないようですが、やっておるんですか。

教育課長（岡 敦憲）

再質問の学校等における避難訓練ということですが、幼稚園、小学校、中学校ともそれぞれ時期は違いますけれども、年に最低1回防災訓練、避

難訓練を行っております。

幼稚園と小学校が隣接する場合には、合同で行う場合、或いは単独で行う。合同で行った場合には上級生が下級生、或いは幼稚園児と一緒に運動場まで避難するとかいった形で様々な災害を想定しながら、それは各園・校で想定を変えながら実施しておるといところでございます。

消防長（前原 成俊）

門議員さんの再質問にお答えいたします。

幼稚園につきましては毎年1回避難訓練と火災訓練等を実施しております。そして昨年につきましては、香川県から地震体験車というのを借用しております。その中で、多度津中学校が7月7日に1回、地震を想定した訓練を実施しております。以上です。

総務課長（石原 光弘）

門議員ご質問の全町を巻き込んだというか、全庁的な避難訓練をとということだと思いますけども、確かにそれができればいいんです。ただする場合には、それにより周到な準備があると理解しております。だから、それを実施するとなれば、今の組織体制では難しいかなという考えでありますので、ある程度きちとした組織がですね、組織体制で防災のそういう部署ができた中で検討することになってくると思いますので、よろしくをお願いします。

上下水道課長（河田 数明）

失礼します。

先程門議員さん、最初の質問の中でライフラインの被害に関してのご質問があったことについて答弁をさせていただきます。

多度津町独自で地震によるライフラインの方の被害想定はちょっとできておりませんが、平成26年3月に香川県が公表しております香川県地震津波被害想定、これは南海トラフの発生頻度の高い地震、L1（100年から150年に起こる地震）の中で県内各市町の上下水道の被害想定がされております。

これによりますと本町の上水道においては、被災直後の断水人口は3,700人、1週間後では410人、1ヶ月後では140人が断水していると想定がされております。

また下水道の機能支障の人口は、被災直後は330人、1週間では30人、1ヶ月経てば全てが復旧しているという形で想定はされております。

ライフラインや浸水被害の災害発生において住民の方々への影響を未然に防止軽減し、安全な水の安定供給や下水処理などの上下水道の求められる最低

限の機能確保をするために、上下水道施設の耐震化につきましては重要度や緊急性から優先順位を判断し、計画的かつ効率的に進めております。

しかしながら全ての施設の耐震化には、長い年月と多額の費用を要するのが現状であります。

上下水道共に住民の皆様の生活を支える重要なライフラインでありますので、災害によって長期にわたりその機能が低下するのは避けなければなりません。

災害時の復旧に備えて、水道事業及び下水道事業それぞれ災害時の応急協定等に基づき関係機関との連携強化を図ってまいります。

また、水道事業の研修では、私が東日本大震災の被災地を視察させていただいた時に、復旧が進まない一つの要因として復旧資材等の確保が困難であることがあげられていました。

民間企業からの初動対応時の人員の応援や復旧資材の優先確保などを含めた応援協定について協議検討を今進めているところであります。

また先程、総務課長の方から答弁がありました備蓄の方でありますけれども、水道課として震災が起きた時に、先程言われました5,000tタンクの方から水を配るという想定をしております。

その中で、その配布するための機材といたしまして本町の上下水道課では給水タンクを1t用給水タンクを2基、また0.5tタンクを4基、ポリタンク（20リットル）を1,780個、給水袋（10リットル）、背中に背負えるような袋ですが、これを3,100袋、給水袋（6リットル）を6,290袋を保管しております。これで災害に対応していきたいと考えております。

今後迅速に効率的な初期対応や復旧応援など危機管理体制の充実強化に進んでまいりたいと考えておりますのでよろしくお願ひし、答弁とさせていただきます。

議員（門 瀧雄）

各課それぞれ対応に苦心しながら準備を怠りなくやっておるようですが、水道課長さんに聞くんやけど災害が起きたら各市町村一緒ですから、部品何かが非常に足らん部分が出てくるんじゃないかなと思うんで、そういう場合は業者との連携を密にしてですねいつでも対応できるように準備しておっていただきたいなところ思います。

よろしくお願ひ致します。

それでは1点目はこれで終わります。

2点目に入ります。

2点目、地方創生についてお伺ひいたします。

現在、高齢化社会と少子化が進んでおります。

このまま進みますと今から50年も先にもなりますと、日本の人口は、7,000万人ともいわれております。

安倍総理大臣は、人口を1億人と考え、出生率は各人の結婚比率を1.8人と人口を増やす考えをしておりますが、各地方の自治体が、人口減少を考えていく地方創生について、各自治体の取り組みについて補助金を交付しておりますが、多度津町においての取り組みについてお伺いいたします。

政策企画課長（岡部 登）

おはようございます。

門議員の「地方創生について」のご質問に対し、答弁をさせていただきます。議員ご指摘のとおり、国は2060年に1億人程度の人口を確保する中長期展望を掲げ、人口減少の歯止めと東京一極集中の是正を目指した様々な施策を打ち出しております。

本町におきましても今年度「多度津町 まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン」並びに「たどつの輝き創生 総合戦略」を策定いたしました。

その中の基本目標として、1. たどつに来てもらう、2. たどつの未来に向けて取り組む、3. たどつで安心して暮らす、4. たどつを強くする、5. 総合戦略を推進するの5つを設定し、本町の最上位計画である総合計画との整合を図りつつ、町の資源を最大限に活用しながら、定住人口や交流人口を増加させ、地域経済力を高める効果的な取り組みを積極的に推進し、人口減少対策について取り組む事としております。

その中で、平成27年度における、国からの交付金による取り組みといたしましては、地方消費喚起・生活支援型事業交付金を活用した、プレミアム商品券発行事業やインターネットを利用した町内特産品販売事業の取り組みを行っております。

また、地方創生先行型事業交付金を活用した事業といたしましては、町特産品販路拡大を目指し、シルバー人材センター事業所に併設した特産品等の販売所を整備したり、また、少子化対策として、乳幼児のための防災備蓄品購入、幼稚園・児童館子育て支援備品購入、町内私立保育所の子育て支援用品購入、子育て支援に係る情報のメール配信システム構築などを行っております。

その他「交通・買い物弱者対策」「観光振興」などにつきましても、それぞれ交付金を活用した事業の取り組みを行っております。

今後も、総合計画や各分野の個別計画において、本町の様々な分野にわたる総合的な振興・発展を目指す中で、総合戦略の目的を達成する観点からも、戦略的、一体的に施策の取り組みを行っていくこととしております。

以上で、門議員の「地方創生について」のご質問に対する答弁とさせていただきます。

だきます。

議員（門 瀧雄）

答弁ありがとうございました。

実は、多度津町内でどれくらいの新婚さんというのか結婚式が現在行われて人口の減少率がどれくらいなのか、そこらあたり分かりますか。

すぐ答弁できないのであれば、また委員会でも結構です。

また後で教えていただきたいと思います。

住民課長（矢野 修司）

ただ今の門議員のご質問の結婚の組数ということにつきましては、実際ご結婚されても、届を出さない方もいらっしゃいますが、婚姻届を出された方につきましては約90組ぐらい。

これは過去1年間ということでご理解いただけたらと思います。

そのうちご案内のとおり、ご当地婚姻届による婚姻届の提出者につきましては、約7割ぐらいということで、ございます。

よろしく申し上げます。

政策企画課長（岡部 登）

ただ今の門議員の質問でございますが、総合戦略の中に人口ビジョンというのを先程も作ったと申し上げましたけれども、その中に男女の未婚率の推移というところがございまして、2010年で20代の男性の場合は65.4%の未婚率、女性の場合は20代後半で53.1%の未婚率、有配偶者率の推移といたしましては、これも20代では34%程度というふうになっております。

かなりこの数字につきましては、未婚率について上昇しておるようでございます。

議員（門 瀧雄）

結婚比率で言いますと、2.1ぐらいでなかったら現在の人口はそのまま推移出来ないというようなことを、この間テレビで言っておったんですが、多度津の場合は今1.6ぐらいじゃないかなと僕は推計してるんですけども、それを何とかもっと増やす方法を考えていただいて、多度津の人口を増やすというようなことが考えてもらったらありがたいんじゃないかなと思っております。

以上で質問終わります。

議長（志村 忠昭）

ありがとうございました。

これをもって、13番門瀧雄議員の質問は終わります。

次に、11番、渡邊美喜子君。

議員（渡邊 美喜子）

おはようございます。11番、渡邊美喜子でございます。

一般質問をさせていただきます。

1点目は、1市2町の合同給食センターの建設についてであります。

給食センターが昭和55年に完成し、1日2,300食の給食を子ども達に提供しております。

給食はおいしく、温かく、食育の充実や地産地消など、児童生徒の心身の健全な発達に大きく貢献をしております。

今回で合同給食センター建設に関しての一般質問は私3回目であります。

2回目のご答弁によりますと、「1市2町の給食センターの検討会に参加する予定、単独で施設を更新する場合や合同で行う場合など、検討することが行政の透明性を確保し、説明責任を果たすことに繋がる。まずは子ども達のことを最優先で考えています。」とのご答弁でありました。

重複しての質問になるかもしれませんが、多くの住民の皆さんの声、意見であります。

それでは質問に入ります。

1. 地産地消の必要性についてどのように認識していますか。
- 2,300食なら賄うことができるが、7,000食になると到底できない。
2. 配送エリアが広くなるということは、異物混入や衛生面において不安である。
3. 雇用の問題、地域の活性化などについての影響があるのではないか。
4. 調理後2時間以内に児童生徒が食することになっている喫食時間の基準は守れるのでしょうか。
5. 1市2町の合同給食センターを実施することのメリット、デメリットについて。
6. 建て替えるのであれば町単独で建設すべきであるという意見を多く聞いております。

このことについて、どのように思われていますか。

以上であります。町の考えをお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員の「給食センターの建設」についてのご質問に対し、答弁させていただきます。

まず第1点目、「地産地消の必要性についてどのように認識しているか。2,300食なら賄うことが出来るが7,000食になると到底出来ない。」のはとのご質問について、お答えをしてみたいです。

まず、「地産地消」についてであります。ご承知かとは思いますが、「地産地消」とは、地域で生産されたものをその地域で消費することですが、国

の基本計画では、地域で生産されたものを地域で消費するだけでなく、地域で生産された農作物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結び付ける取り組みであり、これにより、消費者が、生産者と「顔が見え、話ができる」関係で地域の農産物・食品を購入する機会を提供するとともに、地域の農業と関連産業の活性化を図ることと位置づけています。

香川県におきましては、「香川県産」のものを「地産地消」としております。

新鮮な野菜等を食することは、子どもが農業や農産物に親近感を感じる教育力にも繋がっております。

本町では、出来るだけ、「地産地消」である香川県産に心がけており、とりわけ、地産地消のうち、地元産ということで、多度津町学校給食野菜生産グループ「ひまわりの会」が低農薬で栽培している玉葱や大根など8品目については優先的に購入し、不足分を学校給食用物資納入選定業者から購入いたしております。

地産地消は香川県においても推進していますし、善通寺市・琴平町・多度津町による1市2町の合同の学校給食センター整備検討会におきましても、多度津町としては、地産地消を推進する姿勢に変わりはありません。

続きまして、「配送エリアが広くなることによる異物混入・衛生面への懸念」についてであります。喫食時間を守った現在の配送方法と同じ方法を想定しておりますので、給食の車上にある時間が、少し長くなる可能性はありますが、エリアの拡大が原因となる異物混入や衛生面での不安が増すといったようなことはないと考えております。

続きまして、「雇用の問題、地域の活性化などの影響について」であります。現在、給食センターでは、16人の調理員さんが班を編成し、効率的な運用を心がけ、行っているところであります。

うち、再任用を含め、6人が正規職員ですが、4月には、再任用を含め、正規職員は2人となる予定となっております。

シルバー人材センターへの依頼を含め、ハローワークや町広報、ホームページでの募集を行ったりしているところであります。

1市2町での合同の学校給食センター整備検討会で、現在就労されている方の方向性についての提案はいたしておりますが、結論は出ておりません。

地域の活性化などの影響については、本町の「学校給食用物資納入選定業者」は18社、うち、5社が多度津町の業者であります。

善通寺市・琴平町も「学校給食用物資納入選定業者」をそれぞれで選定・登録しておろうかと思っております。

合同で行った場合、献立については行政が責任をもって行うこととし、委託

は対象になっていないと聞いております。

先ほどの雇用の問題も含め、今後、整備検討会での協議・検討事項になるのかと思います。

続きまして、「喫食時間の基準」についてであります。国の喫食時間を満たす条件で給食事業を行うことは、どのような形態で給食センターを運営しようが当然のことです。

続きまして、「合同センターのメリット、デメリット」についてですが、合同のメリットは、単独に比べ、大量調理のために作業効率が良くなる経済的なメリットです。

また、導入する機械の質も向上するため、不測の事態が発生する確率が下がることも考えられます。

次にデメリットですが、同一食材調達のハードルが高いために柔軟性に欠けることがあります。

最後に「町単独建設の意見」についてですが、議員ご指摘のように、それぞれの学校で給食を作る自校方式から、最新調理器具の導入、コスト削減などのためにセンター方式を採用してから35年以上経ちました。

今、1食あたりの給食費は、関係方々の様々な工夫で、中学校で300円を切っていますが、新しい給食センターを建設するとなると値上げの可能性もございます。

今の給食水準を維持し、且つ保護者の方の費用負担を極力増やさないためには、建設にかかる費用は少しでも下げる必要があります。

また、運営に係るランニングコストについても同じであります。

その可能性を探る中で、建設場所の制約のことも考慮した場合、今現在は合同がいいのではないかと考えておりますが、今後、現場の意見も聞きながら判断し、地産地消、食育教育などとのバランスについても考えてまいります。

以上で、渡邊議員の「給食センターの建設」についてのご質問に対する答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

ご答弁ありがとうございます。

今のご答弁の中で地産地消の必要性については認識していただいていると私も考えています。

そこでですね、地産地消と言えばひまわりの会でございます。

なぜ、ひまわりの会が設立されたのかご存じだとは思いますが、地産地消と密接な関連がありますので、簡単に触れたいと思います。

平成20年10月26日にひまわりの会が設立されました。

正式名称は、「多度津町学校給食野菜生産グループひまわりの会」でございます。

設立するようになったいきさつは、産地偽装、そして輸入食材の汚染。

例えば高松の給食におきまして、冷凍ブロッコリーから虫ピンが発見。

このブロッコリーはメキシコ産の輸入物でありまして、ブロッコリーと言いますと香川県の特産、そして全国6位の生産があるにもかかわらずメキシコ産を使っていた。

その理由は安価であり、値段が4分の1であった。

そしてそれだけではなく、アスパラ、いんげんも外国のものであったと聞いております。

2点目は、丸亀市の学校給食で偽装肉を納入、オーストラリア産の安い肉を国産和牛肉と言って詐欺容疑で2業者3人が逮捕されております。

また中国製の餃子、ハウレン草などが、農薬の基準を越えている農薬が使用されていきました。

儲けのためなら手段を選ばず、信義も道義のかけらもない。

そこで立ち上がったのが、ひまわりの会の皆さんであります。

子ども達に安心安全な新鮮な野菜を、町の方に要望書を提出。

そして町内農業者29名、8品目の新鮮な野菜を提供し、現在にいたっております。

しかし、1市2町となれば2,300食は賄えるが、7,000食では到底賄えない。

ひまわりの会の皆さんは、利益を抜きにして子ども達のために頑張っておられます。

善通寺、琴平には、ひまわりの会のような組織はありません。

そこで質問に入ります。

地産地消の必要性和食材の供給、納入において、やはり7,000食、同一食材調達となれば大変な先程言いましたリスクも絡んでくると思いますが、また大手の業者に一括購入となるのではないかというふうに思っております。

この件につきまして矛盾している、地産地消の必要性和食材の納入については少し整合性にかけるんじゃないかというふうに思っております。

質問です。

お答えお願い致します。

政策企画課長（岡部 登）

ただ今の渡邊議員の「給食センター建設」についての再質問に対し、答弁をさせていただきます。

議員おっしゃる通り地産地消につきましては、単独で行う場合でも合同で行う場合でも、同じく大切なことであろうと考えております。

現在の2,300食でも全ての食材を地産地消で賄っているわけではなく、可能な町内の食材を可能な数だけ食材にしているわけですので、地産地消につきましては可能な限り町内で取れた食材を使い、それができなければ県内産を、それも無理なら国内産を、といった具合にできるだけ近くの食材を使うような要求水準にしていくことで解決できる課題であろうと考えております。以上で渡邊議員の「給食センター建設」についての再質問に対する答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

ひまわりの会、本当に多度津町、琴平にもない、また善通寺もないということで、この思い、子ども達に安心安全なそういうつよい思いは大切にしたいと思っています。

今後また委員会でも話をさせていただきたいと思っています。

それから2点目でございますが、配送エリアが広がるということで、異物混入、衛生面における不安ということでございますが、実は実際に働いている方からお聞きしましたが、3,000食まででしたら、目視、つまり目で見ることが可能であるが、それ以上になると本当に困難になると聞いております。

実際現場での意見を聞く必要があるかと思っておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思っています。

それから3点目の雇用の問題、地域の活性化の影響についてでございますが、この雇用の問題であります。

そこで質問ですが、募集中ということをおっしゃっていましたが、いつから募集を開始したのか、また今その現状はどのようになっているか質問いたします。

よろしくお願ひ致します。

それと地域の活性化につきましてですが、今まで町内の業者の方、例えば肉とか乾物物、また魚類等がありますが、5社から購入されているとなっております。

でも1市2町となれば、今後小さい業者、多度津町もその中に入るわけでございますが、店をたたんでしまうところもでてくると予想されます。

死活問題も出てくるわけでございます。

また今日の、近くに大型のスーパーができた、そういうことで商店街、今の状況を見ますと解ると思ひます。

町の活性化に逆行するものではないかと思ひますが、町長はその点どのようにお考えなのでしょうかと質問いたします。

お願ひ致します。

町長（丸尾 幸雄）

まず地産地消のことからお答えをしてみたいです。

今多度津町の地産地消、学校給食約2,300食は全てが町の生産ではないということはご理解いただいたと思いますが、その中でできるだけ町のまずは生産物を使う、そしてそれで賄えない場合は県ということ、それから国というふうに今考えております。

今度1市2町の合同給食センターにおきましても考え方は一緒です。

私共3人の首長の考え方は一致しております。

まずは地産地消、善通寺市、琴平町、多度津町で採れる農産物、または海産物、海産物は多度津だけになるとは思いますけども、そういうものを重点的に使っていくという申し合わせはやっておるところであります。

そして業者のことになりますけども、もちろん多度津町の業者を優先するとは言いませんが、私共は保護していくということの考え方には変わりはありません。

そういう中におきまして、これから話し合いをしながら決めていこうと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

教育課長（岡 敦憲）

給食センターの調理員さん等の募集についてであります。秋口ぐらいからハローワークの方へは募集をかけておったというところあります。

ただ中々この募集に対して応募がないということで、今年に入ってホームページであるとか町の広報等々で募集を現在かけておるのが現状であります。

なお、現在16名が班編成で調理を行っておるわけですが、これはベテランの職員が行っての16名というようなことで、何名もの方がこの3月末をもってセンターを退職する、出ていくという部分がありますので、現状としてはしばらくの間、16プラスアルファの形で募集をかけながら子どもの給食に対する安全安心供給という部分も考えていかなければならないと考えております。

以上です。

議員（渡邊 美喜子）

今の募集のことに関してなんですけども本当に間に合うのか、今の状況でいくのは子ども達に本当に安心安全な給食が提供できるのか、大変に不安であります。

しっかりと取り組んでいただきたいし、新しく正規職員、もし採用すべきだと思っておりますが、やはり訓練、練習等いろんな部分で期間がいると思いますので、4月もうすぐそこでございますので、しっかりと対応していただき

たいと思っております。

それから時間の都合もございますので、4点目の質問であります、2時間以内の喫食時間ということを守れますかという質問であります。

この件につきまして多度津町の給食センターでは幼小中の喫食時間が異なります。

そういった方で、例えば私もお話を聞いて本当に頭が下がる思いになったわけでございますが、和え物とかサラダにつきましては一括して作っているという思いがあったんです。

それではなくって幼稚園、小学校、中学校の食事をする時間帯に合わせて、それを逆算して個々に作っている、本当に細心の注意を払っているということでもあります。

そういった意味で7,000食になれば、本当に不安で、できるのかなというふうに思っております。

それからですね、教育長に質問させていただきます。

何年か前にひまわりの会が設立後、学校での給食についてのアンケートをとりまして、多くの保護者の方から給食は安心安全であると大変に信頼を受けているということを知っておりますし、毎月の給食の献立表のところに地元でとれる食材に印をつけている、本当にこういう小さいことかも分かりませんが、保護者の方からは生産者の顔が見えると聞いております。

そうすることが食育、また基本的な生活習慣の確立につながると思いますが、教育長、この点につきましてどういうふうに思われておりますか、質問いたします。

教育長（田尾 勝）

渡邊議員の質問にお答えします。

地産地消とひまわりの会の事柄についてもお話があったわけですが、食育で最も大事にしておるのは具体的な給食を通して、いろんなことを食の事柄を学んでいくということが、食べるということ自身も大事なけども、周りにいろんなことを学習しながら食事をしていくということが大事だと考えております。

その為に色々な啓発活動という形で献立表を作ったり、あるいは地域の方にも参加していただく献立委員会というのがあるわけですが、献立委員会では、給食の事柄について献立どうだったか評価していただいたり、また子どもたちには校内の放送で給食時には、今渡邊議員が言われたように給食の事柄、今日の給食の特徴なんかを子ども達に学ばせたり、そういうことを実際やっていきます。

給食が非常に大切な食の教育を行う上で、大事な事柄だと認識してそれを活

用しながら食の教育を推進しているところであります。

以上で終わります。

議員（渡邊 美喜子）

ご答弁ありがとうございます。

本当に多度津町の給食は素晴らしいという信頼感も得ております。

それにもかかわらず、なぜ1市2町でするのかということに対して、すごく私残念である、まだ決まっているわけではありませんが、そういう方向に進むことを大変に危惧しております。

それからですね、時間も狭まっておりますが、最後の質問に触れさせていただきます。

町長は、就任以来町民の皆さんの声、そしてニーズの把握を大切にということで対話集会を毎年実施しております。

これが基本姿勢、通してこられております。

そういうことは本当に素晴らしいことであります。

そこで多くの皆さんが、町民の皆さんの意見は給食センターを建て替えるのなら町単独でしてほしいという多くの声が聞こえてきております。

この声に対して町長はどのようにとらえていますか。

なぜ町民の皆さんには、1市2町につきましてお話をされたのか、また保護者の皆さんの方にもそういう説明は今日までされているのか、今からなのかお聞きいたします。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員のご質問にお答えをしてみたいです。

まず私の行政の方針といたしましては、町民の皆様には行政の情報をお知らせをする、そういうこと、そしてその中で住民の皆様方と信頼関係を気付いて、そして住民の皆様方に参画をしていただいて、一緒になって行政運営をしていく、多度津町の将来を、未来を皆で一緒に考えてやっていきたいと思いますというのが私の基本的なスタンスであります。

その中で対話集会、また町政報告会、町政報告会も何十か所もやらせていただいておりますが、その中でその時々案件に関しましては全て皆様方にお話をしてその場でご意見を、頂戴をしております。

例えば善通寺と多度津町の合同での消防庁舎の建設、この件に関しましては、反対が多かったです。

そういうことの中で考えて、今の丸亀市を中心とした定住自立圏の中で善通寺にも働きかけて、そして今、2市1町、丸亀を中心として善通寺と多度津町の2市1町で合同の消防業務を行っております。

それも町政報告会、また対話集会での町民の皆様方のご意見を聞いての話で

す。

また近々になりますと、12時のサイレンが鳴らないということがありました。

それは、消防庁舎の建て替えとか諸々のことがありましたので、それを1年ぐらいストップしていたわけですが、その時にも町民の皆様方から早く復活をしてくれという願いがありました。

そして今は、防災行政無線を使つての12時のサイレンも今復活をしております。

そういうふうに町民の皆様方には、いろんところでいろんな案件についてご意見をいただいて、ご要望をいただいて、それをできるだけ町政運営に反映していこうと思っております。

ただ今ご質問の学校給食センターの件に関しましては、町民の皆様からそういうふうなお声をきいたことはありません。

町民の皆様方には全て行政情報は、全てお知らせするという中で学校給食センターの1市2町の合同給食センターのお話も必ずしております。

その中でいろいろと問題があったらどうぞと意見をいう意見をいただいておりますが、そういう反対という意見はほとんどありません。

ほとんどと言っていいのか、皆無と言っていいのか、それは分かりませんが、私の町政報告会にきていただいた方の中にはそういうご意見はなかったということをお知らせをしておきたいと思っております。

以上です。

議員（渡邊 美喜子）

対話集会とか町民の皆さんの町政報告会ということで、町長さんいろんところで施政方針をお話されているのを、私もよく耳にいたします。

しかし給食センターに関しては、あまり今先程聞こえてこないという部分も含めてなんですけども、実は私の方にはほとんどの方がどうなるんでしょうか、子ども達を優先的に考えるべきである、それには多度津町で作るべきじゃないか、善通寺の方は、善通寺へ建てる、これが多度津町に建てるんだったら文句は言わない、しかし善通寺の方に1市2町建てられるということは、善通寺の人はいいかもしれませんが、多度津、また琴平は文句言わないかんのと違うんな、議員さん何しよんなということも正直言って発破をかけられております。

まず一番に子どものこと、最優先に考えていくということで、また委員会等でこういうこともしっかりと訴えていきたいと思っておりますので、町長はじめ皆さんも給食センターの今の現状をやはり聞いていくべきかなというふうに思っております。

私も今後も聞きたいと思っております。

それから続いてでございますが、2点目は、ふるさと納税についてであります。

1ヵ月で前年度の30倍超の3045万円の寄付が集まり、件数も44倍の924件に急増したと新聞に載っております。

大変喜ばしいことであり、町政策企画課のご苦勞に感謝申し上げます。

返礼品のリニューアルや、ふるさと納税のポータルサイトなどの効果に驚いています。

町のことを知ってもらったり、また町の宣伝や活性化にも繋がると思っています。

そこで質問いたします。

1. 選べる使い道として5項目となっておりますが、ふるさと納税の寄付はどのように使われる予定でしょうか。
 2. ふるさと納税の総合計額はいくらでしょうか。
 3. 今後の方針や課題について、質問いたします。
- よろしくお願い致します。

政策企画課長（岡部 登）

渡邊議員の「ふるさと納税」についてのご質問に対し、答弁をさせていただきます。

多度津町ふるさと納税事務取扱要綱にて定めております通り、年度中にいただいたふるさと納税による寄附金は、翌年度の歳出の財源として充当をさせていただきます。

現在、選べる使い道として揚げておりますのは、1. 生活・自然環境の整備に関する事業、2. 保健・福祉を充実する事業、3. 教育・文化・スポーツに関する事業、4. 観光・産業の活性化に関する事業、5. その他町長が必要とする事業、の5つでございます。

これをご寄附いただいた方に使い道を選んでいただき、希望する事業に充当しております。

次にその額でございますが、平成28年2月末現在の、平成27年度ふるさと納税の件数は、寄附回数ベースで1002件、合計金額は3,355万9,000円となっております。

内訳といたしましては、額の多い順に申し上げますと、「町長が必要とする事業」が1,676万円、「教育・文化・スポーツに関する事業」が623万円、「生活・自然環境の整備に関する事業」が458万1,000円、「保健・福祉を充実する事業」が347万5,000円、「観光・産業の活性化に関する事業」が251万3,000円でございます。

これらは来年度予定されている、それぞれに関連する事業の財源として、当初予算並びに補正予算によって充当する予定でございます。

過去には、多度津中学校の備品購入の財源などに充てられたこともございます。

今後の課題でございますが、更なる返礼品ラインナップの充実や改良、インターネット上及び雑誌等でのPRの実施、リピーターの確保に向けた対策などを効果的に取り組んでいくことにより、寄附額の増加につなげて参りたいと考えておりますが、一方で非常に大きな課題もございます。

それは、時期によって寄附件数が爆発的に増加することがあり、それに対応できる事務処理などの体制が整っていないことでもあります。

昨年12月のピーク時には、僅かではございますが、事務処理ミスによる返礼品の発送漏れ等が発生してしまいました。

ふるさと納税の制度改正2年目を迎え、今年は年末に昨年を越える寄附が集まる可能性もございます。

平成28年度当初予算には組み込むことが出来ておりませんが、ふるさと納税管理システムの導入や、人員確保などの対策を早期にとっておくことが必須だと考えておりますので、今後いろいろとお願いをすることもあろうかと思っておりますが、その折には何卒ご協力のほどをお願いいたします。

以上で、渡邊議員の「ふるさと納税」についてのご質問に対する答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

ふるさと納税、本当に多くの寄附が集まったということで喜ばしいことでございますが、全国地域で億というお金も集まって、東かがわ市ですか、この間まで多度津町が3,000いくらか言ってたんでありますが、その時に東かがわ1億と、それが最近になりまして2億何千万ということをおっしゃっております。

返礼品のそれが目的と言うたら語弊があるわけではありますが、でも多度津町をPRするのは一つの手立てではないかと思っております。

参考まで、これを言いますと私の知っている限りでは盆とかお正月に駅の前で皆さん帰ってこられますその方にチラシを配布したり、そういうこともしているところもございます。

また成人式におきましても、多度津町の成人になるばかりではなく、大学行ったり、仕事されて帰ってこられる方もおいでますので、そういう意味も含めて成人式に返礼品のチラシを配るということも思いますので、その点よろしくお願い致します。

後3分切りでしたが、いろいろと質問いたしました。

全て今後多度津町がどういう方向に向いていくのかっていう部分の質問でありました。

ご答弁本当にありがとうございます。

またしっかりと今後委員会等で1市2町、またふるさと納税につきまして訴えていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

ありがとうございます。

終わります。

議長（志村 忠昭）

制限時間がちょうどいっぱいになりましたので、以上で11番渡邊美喜子議員の一般質問を終わります。

次に、7番、小川保君の質問に移りたいと思います。

小川保君。

議員（小川 保）

失礼いたします。7番、小川保です。

本日は、幼稚園に於ける子育て支援について、そして学校給食センター改築について以上、2点について質問致します。

まず、1点目です。

昨今、地方における人口減少が、将来のその地域の存在にまで関わる事として、重要な関心事となっております。

多度津町も例外ではありません。

住環境の整備、子育て支援の充実などは、この事を補完する上で非常に大切な施策です。

その中でも取り分け、女性が働き易い子育て支援策は、一億総活躍時代に無くてはならないものと云われております。

さて、「教育基本法」の中に「幼児期の教育」について次のように記述があります。

「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである事に鑑み、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。」とあります。

また、同法の中の「教育行政」については、「教育は不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより、国及び地方公共団体は公正かつ適正に行わなければならない。」と表現されております。

そして、「学校教育法」の中の、「第3章幼稚園」においても、ほぼ同じ様な記述があります。

昨今、保護者の方々から幼稚園の「預かり保育」の時間拡充の実施につい

て、要請がきております。

さて、同じく文部科学省から、「幼稚園教育要領」と「幼稚園教育要領解説」として、「教育課程に係わる教育時間の終了後等に行う教育活動について」が、「教育基本法」に追加説明が通達されております。

岡教育課長におたずねします。

今、多度津町の全幼稚園に於いて、「預かり保育」はどのような状態になっておるのでしょうか。

また、それはどなたが担当されているのでしょうか。

県内、近隣の実施状況などの事例をも織り交ぜてお話頂けたらと思います。

よろしくお願ひします。

教育課長（岡 敦憲）

小川議員のご質問の「幼稚園における子育て支援」について、お答えいたします。

小川議員お尋ねの「預かり保育」の現状であります。通常の預かりは、14時から17時までとしております。

預かり保育料は、8,500円。

通常の預かりは、現在、多度津幼稚園が7名、豊原幼稚園が14名、四箇幼稚園が3名、白方幼稚園は2名の園児が利用しております。

それぞれ多度津幼稚園1名、豊原幼稚園1名の預かりのための支援員さんの保育、四箇幼稚園・白方幼稚園につきましては希望する園児が少ないため、預かりのための支援員は置かず、職員がみております。

幼稚園を閉めるのは、日直の先生が行っております。

小川議員のご質問にもある「幼稚園教育要領」では「幼稚園の1日の教育課程に係る教育時間は4時間を標準とすること。ただし、幼児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮すること。」としております。

「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動」として、「幼稚園教育要領解説」では、「必ずしも4時間に限られるものではない。通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、地域の実態や保護者の要請に応じて、希望者を対象に行う教育活動である。職業などはもっているが、子どもを幼稚園に通わせたいという保護者に対する必要な支援策である。」としております。

さらには、「必ずしもこの保育っていうのが教育課程に係る教育時間に行う活動と同じように展開するものではない。」と規定されております。

近隣の実施状況であります。まんのう町では、幼稚園の教育時間は、8時30分から14時、預かりは、18時まで。

預かり体制といたしましては、園によって異なるようで、預かりのために

14時から勤務される人を雇用したり、講師の方でいわゆる遅番出勤で18時までみる方法、先生が18時までみる園では遅番出勤、或いは次の日に時間を変えて出勤するという形の方法もあるというふうに聞いております。

私立の保育所よりも早い時間で預かりを終えています、保育所から時間の調整の話はでていないとのことでした。

琴平町では、幼稚園の教育時間は、8時20分から14時30分、預かりは、18時まで。

預かり体制としては、預かりのために14時30分から18時までの間、勤務される人を雇用しているとのことでした。

戸締りにつきましては、その預かりの先生。

閉園時に役場に連絡しているとのことでした。

いわゆる検討会をたちあげて、時間を決定したとのこと、私立の保育所との調整はしていないとのことでした。

丸亀市では、幼稚園と保育所に分けて考えると、幼稚園では預かり保育はしていない。

善通寺市では、幼稚園において、18時30分まで実施しているとのことでした。

以上、ご質問の「預かり保育」の現状と近隣の状況について、答弁させていただきました。

ご理解賜りますよう、お願い申し上げます、小川議員の答弁といたします。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

今、教育課長から近隣の比較回答等いろいろ回答いただきましてありがとうございます。

他の近隣の幼稚園では、大なり小なり18時まで、或いは18時30分までいろいろと支援策を実施しているようですが、なぜ多度津町がそこまで十分な対策がまだとれていないのでしょうか。

これでは今後の子育て支援策など様々な活動に反故が出る恐れがあります。

もう一度申し上げます。

教育基本法にのっとり、文部科学省が幼稚園教育要領解説に、「幼稚園が活動する時間は必ずしも4時間に限られるものではない。教育課程に関わる教育時間外の教育活動は通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、地域の実態や保護者の要請に応じて、希望者を対象に行うそういった教育活動である。」というふうに表現されております。

この様な活動は、職業など持ちつつも子どもを幼稚園に通わせたいという保護者に対する必要な支援でもあろうかと思えます。

いかがでしょうか。

教育長、本件の拡充についてお考えをお聞かせ下さい。

お願い致します。

教育長（田尾 勝）

小川議員の再質問にお答えします。

ちょっと重複する部分もあるんですけども、今現在多度津町においては多度津町教育委員会実施要項、預かり保育についての実施要項を設けて、目的、実施日、保育時間等を定めて実施しております。

その中で、時間としては終了後5時までということを示されています。

今、小川議員ご質問のとおり、実態として保護者のニーズがあると、また子育て支援の一環として預かり保育の充実が求められていることは重々理解しております。

そうしたことも大切な視点として今から考えていかないかなあというように思っております。

今現在は多度津町の保育事業、教育事業は幼稚園と保育所で行っている現実があります。

また、保育所と幼稚園は役割がそれぞれ異なっておって、その役割を保護者の方を選択しながら、保育所に行かせるのか、或いは幼稚園に行かせるのかということをしておると思います。

また保育所と幼稚園は、総合補完関係とか、協力関係も今でも大事にしてきたと考えております。

これからもとにかく多度津町の子ども達の人格形成の基礎を培う、幼児教育は大事な視点だと思いますので、よく連携を図りながら進めていきたいなと思います。

そこで預かり保育の拡充についてですけども、多度津町の子ども達の健やかな成長を意識に考えて、そして子育ての主役である保護者のニーズに答えるべき幼稚園での預かり保育の在り方について検討していきたいと思っております。

開かれた形で教育委員会でも十分に論議して、また新しく設けられました「こども子育て会議」等も活用しながら開かれた形で保護者の方々、幼稚園保育所の担当者の方々、行政の担当者の方々で十分検討して、まずはこどもたちの為にどのような預かり保育がいいかということを検討してまいりたいとおもいますので、どうぞよろしく申し上げます

議員（小川 保）

ありがとうございます。

田尾教育長の人柄によりまして、誠実で真剣なお答えをいただきました。

先程教育長のお話にありました、いろいろな会議の中、委員会の中でこういったことは十分議論をしながら、そして子どもの為に、真剣にやるという姿勢でもって進めていけばいいかなと思います。

ついでに申し上げますと、私どもも0歳児からの預かり保育、それから預けられることの保育園の存在というのは、非常にありがたく、また私どもも十分身にしみております。

むしろ共に相協力して子育て支援の充実に寄与していくことこそが、肝要であるというふうに考えております。

もちろん保育園の経営うんぬんについて、いろいろと議論しているわけありませんけど、保育園は大変重要であって、これは大事な子ども達を主体とした保護、教育という観点から考慮して崇高な事柄だと考えております。

通常のビジネスとは、おのずと一線を画すると、こういう考えでおります。

従って、保育園の健全な経営はむしろ、子ども達の健やかな育成に重要な要素のことであるということ、これは当然のことであります。

多度津町も全町体制でもって人口減少対策、良質な教育の創造に尽くしていくことが肝要だと、こういうふうに考えておりますのでよろしくお願い致します。

本件につきまして、また改めて町長にもお伺いしたいと思っております。

日本国民は私どもの代表として国会議員を選んで、彼らの立法権によってつくられた法によって私ども国民の規範、行動が表示、示されております。

これは、教育基本法という法律によって対処が可能な、対処しなさいという法の順守事項だとそういうふうに認識しております。

教育長の先程のお話に基づいて、町長の方からもどうぞ真摯な、十分な、ポジティブなお話をいただければと思っております。

よろしくお願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

小川議員のご質問にお答えをしてみたいと思います。

預かり保育、また今もですね、今年28年度の私の重点施策の中に放課後児童の預かりということが非常に大きな重要な課題、施策だと考えておりました、できるだけ小学校の子ども達の6年まで、今1年から3年までですけども、それを拡充していきたい。

そしてその為には、学校とか様々な施設を活用していくこと、それを今考えております。

と言うことは、放課後保育、子どもを預かるということが非常に大事だということの証であります。

そのことをどうかご承知いただきたいと思いますと思っております。

今、小川議員のご質問の中で、幼稚園が5時までですね、ということに関して他は6時、6時半なのになぜなのかということのご質問だと考えておりますが。

多度津町の場合、議員の皆様ご存じのことなんですけども、多度津町の場合は、保育園は全て民間です。

そして幼稚園は全て公設です。

その中におきまして、議員も今仰いましたようにお互いに連携をしながら、お互いに保育園と幼稚園が連携を取りながら、子どもの発育、子どもの教育、そういうものに関しても一緒になって子どもを見守っていこう、育てていこうというのが大きな理念であります。

ただその中におきまして、私ども行政といたしましては民業を、民間の業務ですね、民業を圧迫するということとはできません。

その中におきまして、中々今おっしゃったようなことができないのが現実であります。

もう今から10年少し前になると思いますが、この問題が起りました。

ちょうどその当時は、私は町議会議員をしていたときなんですけども、その時の申し合わせ事項というのがありまして、その申し合わせ事項が今も息づいているわけであります。

その中におきまして、行政は運営をしていかなければいけない、その中におきまして子どもの健全な発育というものを行政は見つめていかなければいけないし、尽力していかなければいけないというのが私どもの責務であると思っております。

ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

町長ありがとうございます。

今、町長の言葉の中に民業圧迫という表現がありました。

私、先程申し上げたように、これは保育園の健全な経営というものを、その事は当然私共とともに考えつつ、相協力してやっていかないとというふうに申し上げました。

しかしその民業圧迫という、その民業という言葉ですね、非常にどうも馴染まんなど、教育の世界に。

まして大事な子ども達を主体にした保護、教育というこの世界において民業という言葉をはたすら使われますと、非常にちょっとビジネスとは少し違うんじゃないかなというふうに思います。

むしろ保育園の経営もね、私共に考えながら当然やっていくことだろうと思っておりますけども、もっと考えないかんのはいろんな要素、要求があるというこ

とですね。

その事をふまえて、先程教育長からお話がありましたように、子育て会議の中でいろいろ議論をして、詰めていったらいいかなと思います。

先程、町長の方からありました小学校の居残り、放課後預かりですか、これについて、色々検討しておるといことですので、これもぜひお願いをしたいところであります。

ただ今私が申し上げておりますのは幼稚園の預かり保育の件です。

この預かり保育について言えば、保育園と幼稚園とこれが連携をしながら預かりをするんだというそういう理念のもとでやっていけば、十分お互いにやっていけるんでないかなと思います。

これこそその教育会議の中で打ち合わせをしたらいいんじゃないかなと思います。

先程ちょっと私、1億総活躍時代ということでお話をさせていただきましたけれども、安倍首相が提唱する1億総活躍社会の実現に向け、働き方の改革が重要なテーマになってきております。

これまでの対策はとにかく育児中の女性は、パートでもなんでも短時間勤務でも守り、とにかく仕事を続けられるようにしようというのがこれまでの取り組みでした。

しかしこれからはもう一歩進んで、それだけじゃなくて日本の社会でも妊娠、出産後も仕事を続ける女性が増えてきております。

ひと昔、ふた昔も前になりましたでしょうか、寿退社などという言葉が企業の中にもありましたけれども、今はもうとんでもないことで、こんなことを言いますとパワハラ、セクハラの世界に入ってしまう。

そうじゃなくって、むしろ育児をする女性が職場で安心して働ける。

またどういう地位で働けるのか、もっと実力を出していきたい、女性の方に、というのが安倍首相の1億総活躍時代の根幹だろうと思っております。

今、この議場の中にも課長さん方お見えになっておりますけれども、女性は2人しかおいでませんけどもね、もっとたくさんの女性の方が活躍していただけるような、そういう世界に入ってこないといかんのじゃないかなと思っております。

先だって実はある会社の会長さんとお話をしたことがありますけれども、行政の方々っていうのは基本的にはマニュアルを一つ一つこなしながら積み重ねていながら施策をやっていくんだと。

しかし次の一歩を出すということは、これは行政の方ではできません。

当然の話です。

行政の方々っていうのは、今の契約の形態だとかマニュアルだとかそういつ

たものを誠実にやっていくということです。

じゃあ、誰がするのか、政治家しかない、という話をその会長さんからいただきましたけれども、町長も私ども議員も政治家です。

地方自治においては二元代表制ということで、町長も立候補して、町民の方の付託を受けここにおられます。

私ども議員も立候補してここにおるということです。

したがって町長も私どもも同じ政治家として、次の一步を進めるためには政治家がやっていかないと。

行政の方をお願いするわけにはいきません。

ぜひ、そういったところも含めて町長のお考えをもういっぺんお聞かせ願いたいと思います。

お願いします。

町長（丸尾 幸雄）

小川議員のご質問に答えていきます。

今議員のおっしゃったこと正にその通りだと思っております。

やはり今私が先程答弁させていただいたのも、行政の課長とか教育長もなかなか答弁できないようなことです。

しかし、現実のところどうあるべきなのかそれを直視して、そしてそれを改善していくということ、直していくということ、それは私どもに与えられている責務だと思っております。

議会の皆様方と私どもがいろいろと議論をしながら意見交換をしたり、また討論したりしながら町民の為に何が一番いいのか、そういうことを模索し、検討し決定していくこと、それが私どもの務めだと思っております。

そういう中におきまして、今、小川議員さんおっしゃった今の件に関しましてもどうか議会の皆様方と真摯に向き合えて議論ができるような、そういう番にならなければいけないと思っております。

どうかご理解いただきまして、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

本当に我々一緒になってね、議論をしていかないかなと思っております。

いろいろな幼稚園の保護者の関係者の方々から要請をいただいております。

これは切に進めていかないかん。

また、その要請については私ども多度津町議会議員13名全員が署名をしております。

支援しましょうということでね、議長に対してその要請、請願を出しておりますので、ぜひ一緒に議論をしていきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

残り時間がちょっと少なくなってきましたが、2点目の学校給食センター改築についてを質問いたします。

本件は他の議員さん達も質問事項にたくさん入っておりますので、簡単に質問させていただきます。

3年余り前になりますが、私が行財政改革特別委員会委員長を拝命した際に、委員会として、多度津町行政関係の建物など沢山の設備を見学研修を致しました。

その折に給食センターも見学研修させて頂きましたが、驚いたのは職員の優秀さでありました。

センター長を中心に、頑張っておられた。

子供達への給食の提供を、とにかく食の安全を最優先に、沢山のマニュアルを丁寧に一つ一つ積み重ね、質の良い食事を提供されておりました。

重ねて驚いたのは、旧式の設備をものともせず、分解保全しながら使いこなしている事がなお一層の驚きでありました。

しかし、この事は一つ間違えば大変な事象となる事が懸念され、早く改築しなければと、提言させて頂きました。

丸尾町長はその事を真摯に受け止められ早急に対策を打つべく計画を進めている処ですが、様々な案件が山積しておりますので大変でございましょうと思いますけれども。

ここで丸尾町長に2つの質問をさせていただきます。

一つは現在の設備で、勿論、一部更新する設備もありましょうが、向後何年余り運営をして、子供達への給食を円滑に行う予定なのでしょうか。

二つ目は、新しい給食センターの計画進捗など、準備お考えなど一端をお話頂ければと存じます。

よろしく申し上げます。

町長（丸尾 幸雄）

小川議員のご質問の「学校給食センター改築」について、お答えをさせていただきます。

小川議員お尋ねの「現在の設備で、向こう何年余り運営して子ども達への給食を円滑に行う予定なのか」についてですが、現在まで、何時何時をもって、給食センターが使用できなくなるのかを試算してはおりません。

ただ、大釜等の老朽化が進み、新規購入なり、補修なりにより継続しているのが現状であります。

昨年夏には、給食センターの動力の大掛かりな工事を行い、冷凍庫等新たな設備等が設置できるようにいたしましたところであります。

しかしながら、補修等にも限界があります。

子ども達に、安心・安全な給食を提供するためには、抜本的な解決策、新たな給食センターの建設が不可欠な状況下にあることは重々認識いたしております。

善通寺市・琴平町・多度津町の1市2町で実施する場合の整備検討委員会を平成25年度に立ち上げ、現在に至っております。

小川議員もご承知のとおり、先月、「善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター整備検討調査業務報告書」の速報版が提出されたところであります。

これを基に、早急な検討と決断を図らなければならないと認識しております。

それぞれの市町の政策との関連から関係部署ともこれまで以上に、連携を図りながら、進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご支援をこれまで以上に賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

町長、ありがとうございます。

とにかく大変な状態になっておるといことはお互いの認識のことですので、この給食センターをどうするのかというのは、徹底的に早く詰めていかないかなと思います。

ところで、1市2町で給食センターを建設、運営するとすれば建設資金、こういったものが必要になってきますが、どれほど必要で、或いは本町の負担はどれほどのレベルなのかということをお話いただけたらと思います。

すみません、よろしく。

政策企画課長（岡部 登）

ただ今の小川議員の学校給食センター改築についての再質問に対し答弁をさせていただきます。

先日、善通寺市、琴平町、多度津町学校給食センター整備検討調査業務報告書の速報版が出来上がりましたが、合同で行う場合は順番に公設公営、公設民営、更にB T O方式のP F Iによる建設、運営が最も経済的なメリットが大きいとの調査結果となっております。

その中で今後15.5年間の運営方法を公設公営で行った場合でございますが75億2,963万1,000円、従来方法、公設民営で行った場合でございますが、これが74億689万9,000円、B T OのP F I方式でございますが、これで行った場合が70億2,144万5,000円となっております。

これをそれぞれの1市2町の給食数で割った金額が、今現在考えられておりますそれぞれの市町の負担額というふうになってくるものと考えております。

今後は、P F I で給食センターを整備した宇多津町の資料などを提出するように委員会の方にも言われておりますけれども、これをお示しすることなどによりまして、早急にこういった問題につきましては煮詰めていく必要があると考えております。

学校給食センター改築についての再質問に対する答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

P F I 方式、これはP F I の中にも3つほど区分されておりますけれども、今、政策企画課長がお話あったその内容について今後常任委員会で十分議論をして詰めていけばよろしいかと思えます。

P F I 方式っていうのは従来少しアレルギーがありまして、ある出来事がある町でありましたことがありますので、私どもも十分に詰めていかないかなと思えます。

もちろんP F I による有効な活用っていうのは、これは私も認識しておりますのでその方向もひとつのアイテムかなと思っております。

これはもちろん常任委員会で十分検討しつつ、内容を詰めていけばよろしいかなと思えます。

先程岡部課長の方からありました建設資金、大変な額ですので十分、そして早く詰めていかないかにかと思っております。

これについての回答は結構でございます。

私以外も給食センターの質問が出ておるようですので、私はこれで終わりたいと思えます。

どうもありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって、7番小川保議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩に入りたいと思えます。

再開は11時10分にしたいと思えますので、よろしくお願い致します。

休憩 10時53分

再開 11時10分

議長（志村 忠昭）

それでは、休憩前に引き続いて一般質問を再開いたしたいと思えます。

次に6番、村岡清邦君、一般質問お願い致します。

議員（村岡 清邦）

6番、村岡清邦です。

学校給食センターのことについて質問をいたします。

2011年3月11日に発生した、東日本大震災の津波等の災害が想像を超えるものとなり、今もまだ、2千数百人の方が行方不明であり、18万人の方々が避難所の生活をされていると、つい先日報道がありました。

私は、2年ほど前に陸前高田市へ研修に行かせていただきました。

その時は、津波被害にあった相当広い箇所のかさ上げ工事が大々的に進められていました。

その時から、2年も経過をいたしておりますから、随分と整備が進捗していると思われます。

改めて、犠牲になられた方々や、避難生活を送られている方々に、心からのお悔みとお見舞いを申し上げます。

本町は、海に面する地域もあり、今後30年以内に震度6弱以上の揺れと想定される南海トラフ大地震に見舞われると言われていています。

このことを想像いたしますと、本町においては、津波による災害や地震災害、また、溜池の決壊などの複数の災害を考えなければなりません。

幸いにも、本町は、昨年消防庁舎の落成により、災害時の対応の拠点施設としても活用が出来うること、また、多度津中学校の体育館も落成し、避難所として、さらに災害用品の備蓄のことも含めその機能が拡大し、活用出来ることとなりました。

さて、今検討が進められている本町の学校給食センターについては、1市2町による統合方式の可能性も含め、公設民営等の検討が進められています。

本町は、検討当初は、単独による運営により2016年事業開始を目指し、検討が急がれるとの認識で進めていましたが、少しずつ遅れ、現在は、2018年事業開始となるまでずれ込んできました。

統合の可能性をさぐる検討となっていることから、本町単独による検討についても、その検討がなされていることと思いますが、現在まで、その報告は見えてきません。

2015年7月29日に開催された、多度津町行財政改革特別委員会の折、町長は、いくつかの課題があるとの答弁をされました。

異物混入を極力抑える体制については、当然のことと思います。

その他のことについては、一部、学校までの所要時間30分のことについては、配送車の台数を増加することで解決する旨の説明は、その後あったと記憶いたしております。

2008年、学校給食法が改正されました。実に54年ぶりの大改正です。

施行は、2009年4月1日となっています。

この法律には、学校給食の目標が示されたと聞いております。

また、学校給食法第9条第1項に基づく、学校給食衛生基準も定め、同日施行されています。

先日、運営方式についての検討資料の速報版は、善通寺市と委託契約をしているコンサルタント会社からあったため、その提示がありました。

学校給食法等の改正が、速報版に反映をされているのか、についても研究しなければなりません。

お示しをいただいた速報版によって、運営方式等を検討することについては、十分には出来得ないと考えています。

今後、更に細やかなことについての協議検討が繰り返されることと思いますが、そのなかで、本町の考え方と相違する事柄ができた時、この協議から離脱も考えなければならないと考えます。

可能性をさぐる検討協議会であることから、その可能性が険しいのであれば、早急に検討協議から離脱し、本町単独による検討を急がなければなりません。

先ほど、災害時の拠点と避難所などの拡大充実については触れさせていただきましたが、避難所に避難された方々の支援のことも重要と考えます。

避難所に避難された方々には、様々な支援もありますが、私は、炊き出しのことが気になり頭に浮かんできます。

本町のこれまでの災害時においても、奥白方の池が大雨による決壊の恐れがあるとのことで、避難された地域の方々に、避難所を設け、給食センターの機能を活用し、おむすび等の避難食を届け、貢献されたと聞いております。

当時は、本町による給食センターの運営方式であった事からの結果と言えます。

災害時における避難所の対応としての学校給食センターの役割も見逃すことはできません。

そこで、お尋ねをいたします。

一つ、いくつかの課題についての協議はどのようになっていますか。

一つ、学校給食法の改正の目標とは、何ですか。

一つ、学校給食法第9条第1項に基づく学校給食衛生基準に関係する部分は、速報版に盛り込まれていますか。

一つ、学校給食センターは、災害時の炊き出し支援の拠点として町内に必要ではないですか。

一つ、これまでも、財政担当課は、国の予算措置を研究され、有利な条件の起債を様々な事業に活用されてきました。

町内での学校給食センターとしたとき、本町の地理的条件等を勘案して、有

利な条件の起債の活用の可能性はありませんか。

お答えください。

以上です。

町長（丸尾 幸雄）

村岡議員の「学校給食センター」についてのご質問に対し、答弁をさせていただきます。

まず、1点目の「昨年7月の特別委員会で示された課題についての協議はどうなっているか」でございますが、委員会で申し上げました課題については5点ございます。

まず、1点目の場所については、3つの自治体の中央である善通寺市を想定し、善通寺市が土地の確保を担当すること、2点目は公設公営ではなく公設民営やPFIでの事業を検討していくこと、3点目は、各配送先までの所要時間を30分以内にする、4点目は地産地消を考慮し、善通寺市、琴平町、多度津町の農産物や海産物を活用すること、5点目は異物混入を極力抑える体制をとること、でございます。

今回の学校給食センター整備検討調査業務報告書には、所在地を善通寺市内で仮定し検討した結果、有利な建設運営方法は、1番目がPFIのBTO方式で2番目が公設民営であったと示されております。

また、地産地消につきましては、学校給食業務の運営の合理化についての文部科学省の局長通知で示されているとおり、献立の作成や食材の調達などは委託せず、設置者が直接責任を持って実施すべきものとありますので、多度津町としては地産地消を推進する姿勢に変わりはありません。

異物混入についてと配送時間については議員おっしゃるとおりであります。

2番目の「学校給食法の改正の目標とは何か」でございますが、昭和29年制定の学校給食法は、平成21年4月1日に施行となった改正において、その目的に考慮されていた「国民の食生活の改善に寄与する」といった文言が無くなり「食に関する正しい理解と適切な判断力を養う」といった食育を重視するようになりました。

それに伴って4つあった目標は7つに増えております。

一つ、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。

二つ目、日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。

三つ、学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。

四つ、食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五つ、食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。

六つ、我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。

七つ、食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

以上の7つが、学校給食法第2条「学校給食の目標」に規定されている目標です。

次に、3番目の「学校給食法に基づく学校給食衛生基準に関する部分は速報版に盛り込まれているのか」でございますが、学校給食法第9条の趣旨を踏まえた、学校給食衛生管理基準による学校給食の衛生管理は、平成21年の文部科学省の局長通知にありますように、それに沿って適切に対応が図られるように、配慮することが求められております。

その改正点は、学校給食の衛生管理はH A C C P（ハサップ）の考え方に基づくとともに、調理等の委託を行う場合も学校給食衛生管理基準の対象となることが明記されたり、新しい施設やシステムの整備が求められるなど、厳しいものになっていますが、当然のことながら、この速報版もその基準に基づいて作成されております。

4番目の「災害時の炊き出し支援の拠点として給食センターが町内に必要ではないか」についてでございますが、非常炊き出しが必要な大災害となれば、給食センターは電気、ガス、水道等は供給されてはいないと思われまので、備蓄品での対応になると考えております。

なお、給食センターが被害を受けず、ライフラインの復旧ができれば、状況によっては活用も考えられると思われま。

最後に、5番目の「給食センターを単独で改築した場合における有利な条件の起債活用の可能性」でございますが、起債については、その時々々の社会情勢で変更がありますが、現制度で活用できる起債についてお答えいたします。

まず、現在の給食センターは、津波浸水想定区域内にあることから、区域外への移転を想定すれば、2種類の起債を活用することができます。

一つ目は、「緊急防災・減災事業債」でございます。移転建築費のうち、移

転前の延床面積相当分の70%が交付税措置されるというもので、用地購入が発生した場合も利用できるものであります。

なお、この起債は平成28年度までとなっております。

二つ目は、「防災対策事業債」でございます。

これは、移転建築費のうち、移転前の延床面積相当分の45%が交付税措置されるものでございます。

なお、用地購入が発生した場合も利用できるものであります。

次に、津波浸水区域外への移転をしない場合には、「学校教育施設等整備事業債」を活用することとなります。

これは、国の補助対象経費のうち、国庫支出金が33%、起債の交付税措置が5%で、合わせて38%が最大で措置されるというものでございます。

なお、土地購入については対象外となります。

以上で、村岡議員の「学校給食センター」についてのご質問に対する答弁とさせていただきます。

議員（村岡 清邦）

再質問をさせていただきます。

再質問の順番は、相前後するかもしれませんが、よろしくお願いをしたいと思います。

一つは、配送車両の台数を増加する、このことについては説明をいただいております。

一つ二つ確認をしたいことがございます。

はじめに学校教育施設までの配送の終了の時間、また配膳が開始される時間について、最初にお尋ねをしたいと思います。

給食はおおよそ11時に完了しますと、何回かの配送車をもって配送するわけですが、配送が終わる時間、そして給食が始まる時間についてお答えをいただきます。

よろしくお願ひします。

教育課長（岡 敦憲）

配送時間開始と終わる時間という部分という中では、全てを把握はしておりませんが、昼12時には全員帰って食事等々、調理員さん、或いは配送員さんも行っている。

12時までには全てを4園と小中学校に配送終了しておるという状況であります。

議員（村岡 清邦）

今、配送終わるのは12時とお伺いしました。

後、配膳時間ですね、それは学校の休憩時間、昼休みの時間が何時から始ま

るのか、このことを、お聞きをしたわけです。

よろしくをお願いします。

教育長（田尾 勝）

村岡議員の再質問についてお答えしてします。

小学校、中学校で開始の時間は多少違うんです。

それで配膳が始まるのが12時半から12時20分の間だと思います。

また休憩時間、昼休みの時間が1時ぐらいだったと思います。

正確にはまたお答えしたいと思いますが、1時か1時半、その間だったと思います。

以上です。

議員（村岡 清邦）

ありがとうございました。

今、お話をお伺いしました。

12時には職員は給食センターの方にお帰りになっておられる、こういうこと
でございますので11時に給食が調理をなされまして、その調理も私がお伺い
したところではばらつきがあるそうです。

ただよく煮える食材とか、或いは煮えにくい食材というのがありまして、給食
が完了するという時間についてはばらつきがあろうかと思いますが、一応昼
休みが13時としまして、その2時間前には給食センターから給食物資が配車を
される、で、2時間以内に摂食をする、こういうことになろうかと思いますが、
おおよそですね。

そうしますと、給食センターの職員は12時までには職場に帰っておるわけ
ですから、様々な配送時間は1時間（60分）になると。

1時間の60分でこれまで運営をしてきた中では、60分で配車できたという
ことになろうと思います。

給食センターは今、2台によって給食の配送を行っておりますから給食センタ
ーから出て学校まで行くのに何がしかの時間、それからその学校から給食セ
ンターに帰る時間も何がしかの時間、もう一度別の学校に持って行く時間、
この3つになろうかと思いますが。

単純に60分を3回で割りますと20分の余裕時間しかありませんよ、こういう
ことになるのではないかなあという気がします。

配送時間は一番遠いところでも20分で配らなければならない、これももちろん
荷物を降ろしたり、或いは積んだりする時間、給食センターから出る時は一
応出発時間ですからかまいません。

ある学校に持って行って降ろす時間、給食センターに帰りますと次は積み荷
をしなければなりません。

積み荷をして持っていき、で、違う学校へ持っていくということで単純に言えば3で割って積み荷の時間等も含まれるんですよ、こういうことだろうと想定を致しております。

そうしますと、これはあくまでも仮定なんですけど、今の考え方で配送車両、1市2町でもし運営をしていくということになれば、その配送車両はどのくらい増やさなければならんというような計算になっておったんでしょうか。

ちょっとお伺いをします。

政策企画課長（岡部 登）

ただ今の村岡議員の給食センターについての再質問に対し答弁をさせていただきます。

この配送車両につきましては、今現在の配送時間というのを調べたことがございます。

まず給食センターを出て、それぞれの学校、幼稚園等で給食を食べ終わる時間というのは違っております。

それが最も遅い中学校の給食が終わる時間と一番最初に給食センターを出た時間、それが2時間で収まる必要がございます。

今現在は2台で配送しておりますけれども、豊原小学校に10時50分頃に着くように段取りをしておるそうです。

その車が11時15分頃に多度津幼稚園、多度津小学校に行って、最後11時30分から40分ぐらいに多度津中学校に到着する予定になっておるそうです。

それからもう1台の方は、同じく10時50分頃に四箇小学校、四箇幼稚園に着いて、11時10分頃に豊原幼稚園に着くようになるそうです。

最後11時30分頃に白方幼稚園、白方小学校に着くような配送をするようにしております。

今後その給食センター1市2町の場合でございますが、場所によって距離が変わってまいりますので、配送車両につきましては、こういった喫食基準を満たすような配送車両について手当てすることにしておりまして、今現在何台を想定しておるかということとはございません。

この間の速報版には6台というふうになっておりますが、これにつきましては現在、多度津町が2台、善通寺市が3台、琴平町が1台ございますので、それに基づいて試算した数字だと考えております。

以上であります。

議員（村岡 清邦）

ただ今の答弁はですね、場所がどこになるか分からないから台数の計算もしようもない、こういう答弁だったんですが、私はスタンスは善通寺市内に置くんですよ、こういうスタンスであれば、どこか分かりませんが出発点は

善通寺市役所を基点にした内容というようなことを含めて検討すべきでなかったかなというふうに思います。

そうした中での給食配送車の台数の計算もなされるべきであったというふうに思います。

このような多度津町が配送車について台数を増やさなければならんよと、このことについては関係会議の中でそういうご意見をきちっと述べていただけておったのでしょうか。

お尋ねを致します。

政策企画課長（岡部 登）

ただ今のご質問でございますが、1市2町での検討会におきましては、今まで同様そのことについては申し上げております。

議員（村岡 清邦）

もう1点ですね、こんな話もちらっと学校の方にご相談もしながら聞かせていただきました。

それは学校行事との関係でですね、給食時間が極力早くなるということもあるんですよ、こんな話も聞かせていただきました。

例えば学校行事ですから他の4幼稚園とかありますから、4つの小学校が同時に給食の時間が早くなっちゃう、こうした時はどのような対応になるのかなと、ちょっとお聞かせいただけたらと思います。

よろしくお願いします。

教育長（田尾 勝）

村岡議員のご質問にお答えします。

今現在も学校行事で早く給食を始めたいという話がありました。

その際には事前に連絡を取って、急にという話ではなくて事前に連絡を取って早く配送していただくという形で、それが了解できたらしていただくという形で今現在は進めています。

以上です。

議員（村岡 清邦）

それは台数のことの質問を何回かさせていただいておりましたが、そうしたことについても台数を考慮する時には参考になる部分として検討しなければならないでしょというような意味合いの質問だったんですがお答えがありませんでした。

残念ですが、そこで留めておきます、時間もありますので。

多度津町が学校給食法に基づいて、或いは学校給食の管理基準に基づいての速報版が出されています。

こういうような今答弁がありましたから、その事につきましては後日そうし

た正式版というんですかね、最終報告書の中にも様々な事柄が多度津町の関係会議の中で集約をされた意見等がなされたものと思っておりますので、その事については、また正式の報告書が出た折に正式に委員会の方にも付託をされると思いますので、その時にしっかりと議論をさせていただきたいと思えますし、もう一つは、目標は何ですか、こういうような質問をいたしました。

それはですね、5番目、或いは6番目、7番目の目標でありました「我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること」、或いは「食料の生産流通及び消費について正しい理解に導くこと」、まさに地産地消の取り組みがここらあたりに絡んでくるのかなという気がいたしております。

それでこの地産地消の取り組みを各市町はばらばらな対応をしていますが、そのことが1市2町に仮になった時にスムーズにそのことが導入されていかなければならないというふうに思うんですが、そのことについてはどのようにお考えになっておりますか、お尋ねを致します。

教育課長（岡 敦憲）

地産地消等に関するご意見ですが、この検討会において村岡議員さんもおっしゃったように多度津町は、或いは善通寺市は、琴平町では、こういった特産品等を使った給食が行われております。

これにつきましては検討会の中で、やはりこれがなくなるという部分がありますので、給食の中ではいわゆる特産品、地元の地産地消を使った食材、或いは物の提供についても検討していくべきだという話が出ております。

以上です。

議員（村岡 清邦）

次に、災害時のことを考えますと災害の対策本部をつくりながら、役場の職員の皆さん方もそれに携わりながら、或いは消防本部の職員、消防団の方々、或いは災害の援助者、災害地域の方々を誘導する方、避難所への対応、被害の状況の把握などなど、それぞれの方々がそれぞれの立場で本当に休む間もなく活動することが想定をされるわけです。

それは、私は質問の中では一つ南海トラフ大地震の特定をさせていただいた炊き出しというような質問もさせていただきましたが、先にも質問の時に申しましたように、大雨による災害、河川災害、或いはため池の災害等も想定をされますから、そうした折には炊き出しの必要も可能になってくる、このことだろうと思うんです。

そしてまた新しく建てようとする施設が耐震性を備えた施設であるということも踏まえればそこが一つの拠点になるのではないかなというふうにも考え

ますが、避難者への対応等について多度津町独自でその事ができる、このことの方がより重要になってくるのではないかなあという思いが致しますが、その点についてはどうお考えでしょうか、よろしくお願いします。

総務課長（石原 光弘）

村岡議員ご質問の件でございますが、現在のところ先程質問にありましたように大雨時等々大震災以外の炊き出しについては給食センターを使う考えはございませんで、備蓄品の対応になると思います。

新しく1市2町で統合した給食センターがどういう活用できるかというのは、今後議論の中でそういう

多度津町のみがそういう炊き出し施設として活用できるというような部分も議論の中で織り込めるわとは考えております。

以上でご理解いただけるようよろしくお願いします。

議員（村岡 清邦）

以前には直営方式で対応しておりましたから、多度津町が独自にそうした炊き出しもしながら避難所におられる方々に提供した、こうしたことが住民サービスに非常に貢献してきたというふうに私は思っておりますから、残念ながら民間委託になりますと、そのことが出来得ないというような今答弁だった、お考えもない、非常に残念な言葉でないかなという気が致します。

最後に多度津町が今後ですね、お答えいただきました緊急防災対策事業ですね、それから防災対策債、そうしたことも含めながらまだ時間はありますから、その事をもって進めていくべきであろう、いうふうに私は思っております。

最後に食べるという漢字をよく皆さん見ていただいたらと思うんですが、食べるという字は、人を良くするとこういうことなんです。

人を良くする給食、食べる力、それは食べる力も培いながら、そして生きる力を育てていただける、このことが学校給食でないかなという思いが致しております。

それは子ども達に生きる力、食べる力を教える教育の一環であるいうふうに私は思っておりますから、今後その事に向けて力強く取り組んでいただきますことを、お願いを申し上げまして私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって、6番村岡清邦議員の質問を終わりたいと思います。

ちょっと途中になるから、本人の希望もあり午後に回したいと思っておりますので、これで暫時休憩に入りたいと思っております。

再開は1時に再開したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

す。以上です。

休憩 11時51分

再開 13時00分

議長（志村 忠昭）

それでは、休憩前に引き続いて一般質問を再開いたします。

最初に、8番、古川幸義君。

議員（古川 幸義）

8番、古川幸義です。

議長のお許しを頂きましたので、通告順に従いまして質問させていただきます。

質問は「都市計画マスタープラン及び用途地域について」。

平成16年3月に都市計画マスタープランが策定され、はや12年の歳月がたっておりますが、現時点での計画の見直しはどのような進捗状況であるのか、また時代の流れによって、各地域における状況変化や、開発される上では規制が妨げとなり断念しなければならないなど、我々を取り巻く社会情勢は刻々と変化しております。その中での対応はどのような様になっているのか次の質問を致します。

1項目目、目標年次を当初平成13年に初年度とし、都市計画マスタープランの計画達成を20年としましたが、計画の見直しは5年ごとで10年後は大幅な都市計画マスタープランの見直し行うようになって決めておりますが、今までの計画見直しなどいつされたか、過去の実績をお伺いいたします。

2項目目は、計画の見直しとして社会経済情勢が大きく変化したときには適宜、見直すとありますが、10年を過ぎ、見直しを行えなかったのは何故か、わかる範囲で理由などお答え願います。

3項目目は、用途地域の建築の用途制限や開発許可について目的は住居の環境の保護や、商業・工業などの業務の利便性の増進を図るとなっておりますが、制限によって変更を必要とされる地域が、開発されず弊害となるケースはあったでしょうか。

例えば、行政・検討委員会・土地地権者等の理由により。

4項目目は、広域連携と利便性を図るための道路ネットワークは区域にとって重要であります。平成16年以降の結果について今、現状をどう判断し、これから先の計画にどう反映されていくかをお伺いいたします。

5項目目、広域道路工事が進んでいるなか、現在白地地区の開発計画、用途地区の区割りなどが反映し、多度津町の将来・住民にとって大変重要であります。行政として将来をどの様に考えているかをお伺いいたします。

6項目目は、現在の用途地域の区割り、線引きにおいて急遽、規制の変更の必要、開発の不具合とされる場合が発生した場合、何らかの措置が必要と思えますがその都度、適宜対処し、変更されるのが当然であり、行政が取るべく義務ではありますが、その点について如何お考えでしょうか、お伺いいたします。

以上「都市計画マスタープラン及び用途地域について」の各質問に対し当局のお考えについて詳細にお答え願います。

町長（丸尾 幸雄）

古川幸義議員ご質問の1点目、現時点の都市計画マスタープランは、当時の土地利用に関し第4次総合計画で再構成の必要性を謳う中、平成16年3月に策定されたものであります。

適正な土地利用に関し、地域、ゾーン毎の基本方針を示しておりますが、その後、上位計画の総合計画も第5次が策定され、現在第6次総合計画に引き継がれております。

さて、基本事項で平成13年度を初年度とした中で、同年11月の多度津町都市計画審議会でも水循環型社会の形成を推進するため、北鴨浄水場および、下水処理水の3次処理を行うための多度津町水環境処理施設を建設するため、第1種中高層住居専用地域から立地適合する、準工業地帯に一部用途変更するための審議が行われ、承認をされております。

その後、平成14年10月建築基準法の一部改正に伴い、用途地域における容積率、建ぺい率が新たな選択肢での数値に見直しされました。

また平成16年1月には、都市計画法の改正に伴い都市計画区域を広域化に拡大する都市計画区域マスタープラン（香川県決定）の見直しを受け、多度津町都市計画区域から、中讃広域都市計画区域に変更されたことにより、町決定の用途地域、臨港地区、都市計画道路、都市公園、都市下水道、汚物処理場、ゴミ処理場の名称変更がなされました。

さらに、平成18年臨港地区「東港・西港・蛭子港・内港」を追加設定し港湾施設として適正に管理するための変更、平成19年には香川県が平成16年に定めた都市計画区域マスタープランの見直しを行い、区域設定をしている丸亀・宇多津・善通寺・綾歌・飯山・琴平・多度津で丸亀市を中心に位置づけ、拡散型から集約型へ転換し持続可能な街づくりを進めるため将来の都市づくりの目標を集約型都市構造に見直しをしたこと受け、多度津町も郊外へ市街化拡散の一因となる大規模集客施設の適正な立地を制限するための特別用途地域の設定をしてまいりました。

そして平成24年には、香川県都市計画道路見直しガイドラインが策定され、30年以上経過した未整備の都市計画道路の見直しがなされ14本の計画道路

は、5本に統廃合されました。この見直しにともない沿革の用途も、変更されました。

また、汚物処理場の施設更新に伴い決定区域の見直しを行ってまいりました。

2点目につきましては、先ほどご報告したように適宜その時の情勢変化、法改正等により見直しを行ってきております。

3点目には、用途地域につきましては、昭和61年都市の秩序ある発展、住環境の保護、土地利用の鈍化を図り、健康で文化的な都市生活及び、都市活動を確保することを目的に設定されました。

これまでの土地利用については、目的設定をしていますので目的に応じた用途の建築物以外は建築されておらず、住環境の保護の観点から弊害はなく目的は達成されております。

ただ用途設定以前からある建物については今後の検討課題であります。

4点目ですが、平成24年の都市計画道路の見直しの中、広域連携軸のネットワーク化推進のため、今後県道区間、町区間の早期完成にむけ取り組みを強化して参ります。

5点目ですが、白地地域の開発の進行につきましては、国が進めるコンパクトな街づくりに基づき今後、特定用途制限、立地適正化計画等を検討し持続可能な街づくりに取組みたいと考えています。

6点目の用途地域につきましては、当初決定から4回見直しを行っていますが先ほど説明いたしましたように都市の秩序ある発展、住環境の保護、土地利用の鈍化を図り健康で文化的な都市生活及び都市活動を確保することを目的に都市計画決定していますので、基本的な考え方は変更せず住民に不利益が生じないように対処してまいりたいと考えております。

以上簡単ではございますが、見解を申し上げてご理解を賜りますようお願いして、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

答弁ありがとうございます。

1項目目の件については、詳細な答弁ありがとうございました。

2項目目の答弁に対して再質問いたします。

適宜その時の見直しを情勢変化や法改正等により見直しを行ってきたとお答えですが、マスタープランの示す将来像は決定と変更されるための誘導指針であって、より柔軟なものであるとされております。

実際用途区域であって、その用途の区割りが隣接した場合、その線引き上の結果で左右され、転用、開発さえ相ならぬ場合があり、用途区域のその線引きが全て正しいと柔軟に行われていると行政は確信されているのでしょうか

か。

建設課長（島田 和博）

失礼を致します。

2番目の再質問でございますが、用途地域というのは昭和61年に当初決定がなされております。

その前段では、農地と市街地、いろんな含めた中の協議がなされた上、昭和61年に将来の都市混雑といいますか、色々な生活環境を良くするために都市機能を守るべき決められたゾーンということでございます。

これは建物等の制限をかけるということは、それぞれの最低限のルールをこの中で示したのがこの用途地域ということになってございます。

それでその後、平成4年にはマスタープランを早く作りなさいという法改正をなされておりましたが、その当時先程町長の方から答弁いたしましたように個別の地域を持っておりました。

丸亀は丸亀、多度津は多度津、善通寺は善通寺、それが広域化になった経緯の中でやはり当町としてもマスターをつくらなきゃならんということで、諸準備を進めた結果、平成16年にマスタープランが今出来ておるということになります。

現実にこの中でマスタープランの意味、先程誘導等ということがございましたが、それぞれの個々の都市決定をされたものをこの都市マスターという中で地域性、いろんな多方面から考える中で法は法であります、その地域の特性も活かした段階、道もこういう形というように、その補助をする役目としての扱いがマスタープランということになってございます。

個別の都市計画いろいろございますが、その中を地域の都市としての意味合いの決定、及びあの当時は都市計画道路がたくさんございましたから、その沿道に関わるもの全てのもので決定をさせていただいておりましたが、これがその地域、町全体として将来、じゃあ多度津はこれでいいのかどうか、それは個々に誘導等とする中で変革はできるということになってありますが、将来本当にこの変革をすることが将来の多度津町として、10年後20年後がいいのかどうか、それをその当時の16年に作った中で20年後見据えた中の計画はそれでありました。

バブルもはじけましたが、いろんな時代の情勢の中で多度津町がどういう変革をしてきたか、個々に作っておったところから広域という一つのゾーンが広がりました。

これについては中讃的な広域の中で多度津の意味合い、港、道路全てのものでこの中讃広域としての連携をされるということについての計画がなされておりますから、従来のような多度津だけ考えとったらい地域から広域とい

うことになりました。

後で議員さんが質問されておったように道もそうなんです。

多度津だけの道じゃない、やっぱり広域的な観点の中からそれを計画していつてそれを実現するという計画もなされておるのも実際です。

ですがこの質問に関して、本当に将来あるべき姿がこれでいいのかという論議はですね、今後の検討をする中で、やはり小さなことでも論議する場を設ける中で、それを都計審の方へ預け、それを答申していただいて、また、皆様方のところで報告、検討をした上で県の方の決定にまわして、最後は大臣ということになりますけれども、そういうふうな踏み固めをしながらこの多度津町の都市計画としては従前推移をしておりました。

ですからできないという法はないわけです。

ただその時その時の情勢、時代を拝啓しながらやはり、小さな問題でもそれを論議しながら将来の多度津をもう一度再構築する中で決定すべきだと、僕は考えておりますので、その点できないという法はございません。

ですから検討課題だということでご報告をさせていただきます。

議員（古川 幸義）

その関連としてケースが逆な場合もございます。

住宅が密接し、住民が暮らしている中でも区域が準工業地区であるからだといって、住民の守られている様々な権利が主張されず、住民の意向が届かぬケースも過去にはございました。

これは中々誘導指針というのが難しく、規則ありきであって決して柔軟ではなかったなというところが過去にはあったのですが、そのことについてお答え願います。

建設課長（島田 和博）

線引きにつきましては、大体が線路、及び道、地域の道路とか、この道路の東側は準工である、この道路の西側は住居地域であるというような大体道路形態等々に基づいて展開、作られた時に線引きをされております。

そしてその昭和61年時代の中では、元々あった住居地域、元々あった早くからのからの工業、準工ですね、それを目的として建てられた、例えば四変テックさんの辺りとかいうのも、もうそれ以前に建てられておったと。

それをどういう地域に設定をするか、得てしてその準工を周囲が住居であるので住居にしてしまうとなると、それはそれでその用途地域の考え方から外れますが、ただ従前からあったものについて準工地域としての扱いをすることでその企業さんが立て直しをするとか、会社の内容を変更をする、建物の変更をする場合にいきるという形の中で準工とさせていただきます。

議員さんおっしゃる堀江の地域にありましては、元々の引き込み線から7号線といまして先程道の話もしました道隆寺から元々北へ進んだ部分のエリアだと思いますが、その道の西側は、元々堀江地区の住居地域、その道の東側は田、農地であります。

そこが一部準工としての設定に今現在なっております。

これはそれからずっと北へ進むと、浜街道等がありますけども、やっぱり準工地域、サルベージ等々、それとし尿処理施設、いろんな等がありますが、そういう関連の地域一帯の中で、農地なんですけど、準工地域としての上乗せの設定がなされています。

それは将来、用途の中の部分の中で誘導しながらここに、工場群はやはりここに置こうと、ここはやっぱり住居だから向上は省こうというような、一つのそれが線引きであります。

ですから道の東と西で議員さんおっしゃるように地帯が違うということも現実に、今の線引きの中ではそうになってございます。

ですから先程、町長も申しましたように、秩序とは何かという中では、一つの道路、たかが6m、7mの土地の右と左の用途が違うということには、現実論としてなっておりますが、やはりこの地帯のここには将来、農地転用されて工場ができるのをOKよと、それは大きな北まで抜けたゾーンとしての設定であります。

一部の設定ではございません。

じゃあここは、こっちの住居の方には工場、動力のあるものについては駄目よと、ただ駐車場とか会社が来られても動力を使わない部分の施設、倉庫とか駐車場とか、これらについては開発上問題はないんですが、やはりその音が出る、いろんなものが出る製造ものの中で動力を使う施設については準工にお願いしますよというのが、その当時決められた町の施政でございました。

ですからこれも先程申しましたように、その秩序なりが守られて地域の住民の皆様方もそれでOKとするというような状況下において、やはりこれは変革させるべきだと僕は思っておりますので、当時の感覚の20年後の多度津町の姿が今、その20年前とどう変わっておるのかと。

商業ゾーンはその先程言ったビッグの辺り、イオンがきた辺りについては道が、都市計画道路が出来たことで変革がなされましたけれども、やはり郊外にそういう施設ができて、中心市街地が空洞になつとるというのが今の現状でありますので、やはりこの用途の方も今後の計画に基づいてしっかり議論をいただく中で本当の10年、20年後、30年後の多度津町をどうするべきかを検討いただく中で変革をいただけたらというふうに思っております。

以上です。

議員（古川 幸義）

続けて3項目目の答弁に対して再質問いたします。

土地利用については、目的設定をして住環境の方の観点から弊害がなく、規則的には達成されたとお答えですが、用途地域に関しては平成8年5月21日から用途地域制度を定める都市計画法、及び建築基準法が一部改正され、細分化されました。

用途地区に決定されまして、一部例を挙げますと先程課長が述べられました準工業地区と区域確定された地域におきまして、開発の規制を認められましたが、現実の地域はほとんど農地でありまして、地域の道路は農道で狭く、アクセスする道路もないと。

用途区域の線引きが20年経っても未だ開発の目途が立っておりません。

土地利用など全くない状態であります。

地権者は農地として耕作しながら、いっぽう都市計画税を払い、農振地区として除外され農業に補助される援助などございません。

デメリットばかりであります。

地権者に与える重荷と感じますが、これはどうお考えでしょうか。

建設課長（島田 和博）

再質問でございますが、先程の地域だろうと考えますが、あくまで用途地域内となれば都市計画税を支払わなきゃならん、何のために支払うんだということに関しまして、下水道エリアとしての計画もし、将来の例えば準工で施設がきた場合にも下水道が繋げるようにということの都市計画事業として推進をしておる地域でございますので、そのものの目的は達成をされとんではないかとは思いますが。

農振地域でも外れておりますので、この論議は前回の議会の方でもお示しをしておりますが、農振地域で土地改良事業ができますが、ここはできませんので、その費用負担、地元負担は農振地域と同じく土地改良事業として申請する場合、土地改良事業は受付られませんので、町の土地改良事業として負担率を当該地区の農振地域と一緒にような形の中で、後、町が援助するという形の方策がご了承いただけましたので、今後とも農地としての扱い上農地がある以上は否定するものでもありませんし、農地として活用していただければいいわけですから、そういう面では後の援助という形の中で農地も守りますが、準工としてもし開発が来れば、そこはそこで後の都市の整備も、ライフラインもされておるといふ地区だろうと思っております。

これも今後の一つの計画に暫時的話の中では、先程何べんもお話してますように、も一度の検討として扱い上、皆様等のご意見等あったり、町のその他

の上その他の情勢等、ましてここも下水道等のライフライン的には出来ていますが、道もその下水道事業の時に1本、推進をされておりますし、今後の都市計画事業の推移によってもこの地域について、また変動する可能性もあるんでないかと僕も思っておりますので、今後の検討課題として含みながら事業は進めていきたいというように考えておりますのでよろしくお願い致します。

議員（古川 幸義）

続きまして4項目目の広域道路についての再質問をいたします。

広域道路連携軸のネットワーク化推進と各区間で早期完成を目指すとお答えになりましたが、この広域道路の必要性は、過去の私の一般質問でも何度も繰り返し質問をして訴えてまいりました。

近年においても平成26年12月、平成25年6月、平成24年12月と6月に再三再四この問題点の質問を繰り返してまいりましたが、南北に走る広域道路の計画は進んでおりません。

町民、周辺の住民、工業地域に働く方々は、ここ十数年線路の踏切で停滞にあい、通勤、退社時には数百mの停滞で困っております。

まして震災でも起きようものなら、南北の避難する道路はどのようになるか想定すれば恐ろしい結果を生むこともあります。

大勢の人が避難する道路を確保する必要性が近々に必要ですが、それについてどのようにお考えでしょうか。

建設課長（島田 和博）

再々質問でございますけれども、これも議員さんおっしゃるように何回か答弁をさせていただいておる問題でございます。

その都度諸般の事情と言えながら、やはりこれは先程議員さんもおっしゃったような今日の一般質問にありますように、最終的な南海地震を経た上で広域輸送、高速からの物資搬入、この部分につきましては2市1町が結べる道路でございますので、町としてはそれが玄関、道としてのルート的にも多度津町の方が玄関口となるような広域連携軸の必要な道路だと認識をしております。

ただこの件に関しまして、町としてこの道路を扱う者として、当時十何年前、そういう起案もいたしましたけども、断念をせざるを得ない情勢の中で、止まっておるということにつきまして、今後これを広域2市1町、県道に昇格するというのは、2つ以上の都市、町を結ばなければ新しい道路としての認定が今のところ県道といえどもなされません。

ですから、これは多度津から丸亀を通して善通寺までということの広域、そして11号バイパス、しいては高速道路と市の直結ということになりますの

で、大変重要な道路だと考えておりますが、諸般の資金上、予算上、いろんな関係上そうであれば県の新規採択を受ける中、県道としての扱いの道路として今中讃土木事務所を経て一度その十何年前には県議会まで要望に行ったという経緯もございますけれども、ただ香川県としても、諸般の事情によりまだ浜街道も全線開通をいたしてない部分がございます。

そういう中で河川、道路、急傾斜、ほとんどの事業の中でこの小さな多度津町を支えていただいております現状の中で、大事なのは分かっておりますが、今のところもう少し時間をくださいというのが、今の香川県の答えでございます。

そういう面からしても1日も早い推進をするために、町として、また皆さん方にも応援をいただきながら遂行していくものだという判断をいたしておる次第です。

以上です。

議員（古川 幸義）

5項目目の質問に対して再質問を行います。

特定用途制限、立地適正化計画により制限が厳しくなる恐れはないでしょうか。

また、実施がいつ頃になるかお答えください。

建設課長（島田 和博）

この件に関しまして、今から町としての重点施策の中で駅周辺の整備、この都市計画事業等々を立ち上げるために、この立地適正なりいろんな制限にかかる可能性が無きにしも非ずでございます。

というのも、この地域に住居を持ってこようとしたり、この地域に一つの諸般の公共施設等々を集めてこようとする計画の基になるのがこの立地計画でございます。

これは将来の都市計画をうつということもありますし、この備えが最終的には事業体としての一つの備えの根源の同意物になりますので、これに対して我々行政面だけが考えることじゃなしに、これも全般的な土地利用ということの中では、先程議員さんもおっしゃいましたけども、居住地域の誘導区域を設定する必要があります。

今、白地地域、農振の中で建物が乱立しておるのも現状化にあります。

ですが、これはこれで各地域の方々の財産面を農転という一つの施策によって同意できればそこに建物は建てられるということがございますけれども、町としてこれがどういうものか、その為に中心市街地から郊外に例えば核家族の問題にしても町中が道が狭いいろんな関係上ないということで、郊外に出られておる世帯もあろうと思っておりますし、丸亀、善通寺他の地域からも来る

場合に道さえあれば居住環境にいいそういう農振地域、白地地域の方に建てられる方もございます。

これは今からの事業を遂行するためにはよけて通れない部分がございますので、この問題はまた提案をさせていただく中で誘導地域を設定するためには、居住地域含めた中で町役場もどうするかという論議もしながら、周辺という形の中である程度のエリアを決めなくてはならないこととなります。

ですからその時に色々な方々の論議なり検討をする中で、これは踏まえていくなかでこれは事業化ということになりますので、そう遠い話ではございません。

実はもう28年度にその立地適正化となる上の一つの基本の調査に入る予算をこの3月議会で当初予算の中で計上させていただいておりますので、その中で基礎を作りながら来年以降、一つの形の中で形骸化していく為にこの事業を遂行するための一つの基礎を来年以降で作りに上げていかないかんので、その時点時点で皆さん方のご検討なり住民全体の周囲の皆様方のご意見も取り混ぜながらどうするかというのを決定いただくことになろうかと思っておりますので、制限というのはその中で他の地域から個々に住居地域の中心を持ってこようとすれば、郊外的な今建てられている大東とかいろんな形の中の制限ができてくる可能性もないこともないです。

それをこの立地適正化という検討する中で住民の皆さんを、農地委員さん、いろんな含めた形の中で皆様方の全般のご意見をいただく中で取り組んでいかなければならないということになりますので、今後またそれならその部署部署の中でまた提案させていただく中でご検討いただけたらと思っております。

以上です。

議員（古川 幸義）

まだ他にも再質問たくさんございましたが、要望事項として述べさせていただきます。

多度津町には、他の市町とは違う特徴を持っていまして、今まで町が形成された過程はとくとなります。

したがって特例措置とか条件付きとか経過措置などの特例措置を今後必要になってくるかと思っておりますので、それは多度津町の特色あるその形成された状況に併せてそういうふうなことをしていただきたいと思っております。

また、これも要望事項ですが、今後特定用途制限や立地適正化計画など策定を実施していく上で、本町における更なる開発をより進め住民が生活しやすく今後多度津町に住みたいというような町づくりに行政は専念していただきたいと思っております。

多度津町は合併を行った市に三方囲まれておりまして、いわば独立した多度

津町でもあります。

合併を行わなかったことをデメリットにせず、メリットとして、わずか面積は23km²の地形を有意義に区分していただきたい思いを述べまして古川幸義の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって8番古川幸義議員の質問を終わります。

次に、12番、庄野克宏君。

議員（庄野 克宏）

失礼致します、12番、庄野克宏でございます。

施政方針の諸施策の一つに、「安心して暮らせる環境の整備」に関連して、次の2点について質問をさせていただきます。

1点目は、南海トラフ巨大地震等災害時の共助になる「自主防災組織の活動状況」についてであります。

東日本大震災からまもなく5年になりますが、復興状況は72%の人が進んでいないと思っているようでございます。

仮設住宅での生活や学校耐震化の遅れなど未だに不便と不安の生活を余儀なくされているようでございます。

また先の、台湾南部で発生したM6.4の大地震、鹿児島桜島の爆発的な大損壊など、自然災害は毎日のようにどこかで発生しており、いつどこで起きてもおかしくない状況にあります。

本町にありましては、「災害の強い安全安心な町づくり」が緊急課題であり、執行部の皆さんの日頃の積極的な取り組みに敬意を表したいと思えます。

香川県が自主防災組織の活動について、モデル市町、高松市、丸亀市、三豊市、土庄町、直島町、まんのう町の387組織を対象にしたアンケート結果によりますと、36%の団体が防災訓練を実施していないようであります。

多くの自主防災組織は自治会単位で構成されており、会長は自治会長と兼務で1～2年で交代するケースが最も多く、年齢は60歳以上が80%を占めており、この様なことから経験豊富な地域の防災リーダーが中々育成できないというのが現状であります。

また、活動マニュアルを作成している組織は38%と、活動するための年間活動予算は0円の組織が60%もあり、活発な防災活動ができているとはいえません。

このような実態から、災害時に実効性のある「共助」を展開していくには、組織の強化活性化がまず一番と考え、その為には、行政側の力強い後押しも

重要課題であると思量いたします。

そこで、次の質問をいたします。

本町の自主防災組織の現状も、先程今お話ししました県下のモデル市町の実情と同様な傾向にあるものと推察いたしますが、本町の自主防災組織の実態はどのようになっているのでしょうか。

設立されている組織数、参加している世帯数、組織率はどのくらいか、防災訓練はどのくらいの組織で実施しているのか。

活動マニュアルが整備されている組織、年間活動費はどのくらいか、等についてお答えください。

町長（丸尾 幸雄）

庄野克宏議員ご質問の、「自主防災組織の活動状況について」お答えをさせていただきます。

1点目の、自主防災組織の組織数ですが、2月29日現在、17団体設立されております。

参加世帯数は約1,700世帯となっており、本町の全世帯の18%が自主防災組織の活動に参加している状況であります。

結成後の活動状況につきましては、代表者や役員の変更等と合わせて、毎年の活動状況を照会しております。

ご質問の訓練につきましては、全ての組織において、少なくとも年に1度は実施されていると承知しております。

ハザードマップを使った避難訓練や炊き出し訓練、シェイクアウト訓練等、各組織の特性や現状にあわせて様々な訓練を実施しているところであります。

また、訓練や活動を通じ、様々な成果や課題が洗い出されているようで、実際に活動等を行なうマニュアルについて必要性を感じ、いくつかの団体ではマニュアルが作成されたと伺っております。

年間活動予算につきましては、自治会費から繰り出して活動費としている団体や必要経費のみを参加者で案分し負担する団体などそれぞれで工夫をして工面されているようですが、具体的な額等については把握しておりません。

以上、1点目のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議員（庄野 克宏）

ただ今ご答弁いただきまして内容を読みますと、設立されている団体が17団体、参加している世帯数が1,700、組織率が18%、防災訓練を実際に行っている、年1回ぐらいはやっていると承知しておると、活動マニュアルは、いくつかの団体が用意しておると、また年間予算につきましては自治会費を充てたり、参加者の按分にしたりということで、私が期待しておる以上な数字で

驚いておるわけでございますけども、この辺の数字が前年度と比較して少しずつ伸びてきているのかどうか、活動が強化されているかどうかについてお聞きしたい。

総務課長（石原 光弘）

庄野議員のご質問ですけども、前年度から比べまして自主防災会につきましては27年中に追加3件ということで、今年中に3件できたということで今後前年度から毎年続けていくんではないかなと推察しています。

また訓練につきましては、前年度までの把握は出来ていませんけども、それは自主防の方から常に連携を取りながらやってみたいということと、また総務課の方で備蓄品なんか賞味期限が近い分については、自主防の方へ配布をして訓練を兼ねた分ですてくごだいというような要請も出してまして、そういう活動の中でそれなりに毎年やっていただいとるのではないかなという考え方でおります。

以上です。

議員（庄野 克宏）

今お話いただいた全体的に見てですね、本当に微々たるものだと思いますし、どんどん進めていって自主防災組織を活発化していくようお願いしたらと思っております。

次に、自主防災組織の組織率が上がらない、防災訓練が実施していない、行動マニュアルがない、訓練方法が分からない、防災リーダーが高齢化していると、予算がないので多くの課題がたくさんあるかと思っておりますけども、この辺の活動に対して組織も停滞している組織が多くて、人、金、モノがなく活動が消極的な組織も少なくはありません。

これに対して補助金とか助成金等々の交付についてはどのように考えておるのか、このようなことをお聞きします。

町長（丸尾 幸雄）

庄野議員2点目のご質問にお答えをしております。

自主防災組織の課題についてでございますが、多度津町においては、新しく結成した団体に対し、防災資機材の貸与制度や抽選にはなりますが、宝くじのコミュニティ助成制度を活用した制度をご案内しているところであります。

また、来年度より、地域の中心となる人材育成の観点から防災士の資格取得に要した経費に対する補助金制度を創設しております。

本年度より香川県において実施されている自主防災組織のリーダー研修会にも参加いただき、地域や多度津町の共助の要となるリーダーを育成してまいりたいと思っております。

自主防災組織につきましては、結成後も多くの課題を抱えながら様々な取り組みをされていることと思います。

「人もいない・予算もない・物もない」状態のうえ、仕事や家事に加え、活動内容が負担となれば、活動が停滞する可能性があります。

今後、町として活動支援がかかせないものと強く考えております。

以上で答弁させていただきます。

議員（庄野 克宏）

今ご説明いただきましたように、活動支援としては防災資機材の貸与とか、宝くじのコミュニティ助成制度等々、どの程度のものが出ておるのかちょっと具体的に。

それと併せてですね、人材育成ということになれば今年度からリーダー研修会とかセミナーの開催をどんどん前向きにさせていただいたら結構でございます。

それと併せて自己啓発につきましては、個人の問題がありますのでなかなか機会をつくってやらないとできないというのがほとんどだと思いますけれども、特に私も今日提案したかったんですが今町長からお話がありましたように、防災士の資格取得、これについてはぜひぜひやっていただいでですね、町行政とのパイプ役、更には地区の防災訓練の指導とかいろいろ、出前講座等をして活躍してもらおうということから、今年度から設けるといってございしますが、その内容についてもちょっとよろしかったらご説明いただきたいと思います。

以上です。

総務課長（石原 光弘）

庄野議員のご質問ですが、支援の内容でございしますが、資機材の支援についてはその団体の加盟者数によりまして一定の基準があります。

担架が1台、2台とかですね、バールとか懐中電灯とか、そういう部分で規定の中に載っていますが、その基準に基づいて支給しておると。

それと大きな宝くじのコミュニティについては1団体が150万～200万の補助を受けて資材を整備した、それについてはパソコンとか大きな金額の係るものについて購入した分についての支援をいただいでしています。

それは毎年1団体の方が、町が県の方へ推薦していますが、それは実際採択になるかどうか分かりませんが、そういう状況でございします。

それと人材育成のことでございしますが、防災士の取得につきましては町としては非常にこう進めていきたいということがありますが、これは研修を香川大学で受けないかんとか、一定の期間で受けないかん、それが述べ1週間ぐらい受けないということで、町としてはこれから町内の企業さんの中で協力を

求めて防災士をできれば作っていただきたいと。

当然勤務時間に出てきたり、兼職したりすることになりますので、そういうことを含めると、それと自主防の中でもそれができれば参加していきたいと願っているんですけど、今言った実際に結構日数がかかります、費用負担もかかりますので、それは全面的に町の方が補助していきたいとは考えておりますが、中々その実績が町の補助を使って去年1名やっとできたぐらいの防災士ですから、町内全体で何名いるかは把握できていませんが、中々増えていけないというのが現状でありますので、その辺は今後できるだけいろんなところで個別に協力を求めていくとかという中で進めていきたいと思っておりますので、以上よろしくお願ひします。

町長（丸尾 幸雄）

ただ今2点目の庄野議員の質問につきましては、今詳細につきましては総務課長の方から答弁を申し上げましたけども、少し補足をしたいと思っております。

それは今私もそれぞれの自主防災組織の中で炊き出しとか、それから避難訓練、またけが人が出た時の対応の仕方、AEDの操作など様々なところの防災訓練に対して私も参加していることが多くあります。

今消防職員がほとんど防災訓練の時に活動をして、地域の住民の方々にどのような行動をとればいいのか、どのような形で介護をすればいいのか、そういうことを具体的に色々ご指導しているということでもあります。

その為に地域によっては、もう住民のほとんど全部が参加しているということもあります。

それはやはり私どもが今この自主防災組織をなぜ作るのか、それは地域の中で身体の不自由な方や、また高齢者の方そういう方々を地域で守っていこう、地域で共助の気持ちで守っていこう、そういうことを地域の方々にご理解いただいて、皆で守って、皆で町民全員を守っていく。

その為にはたくさんの自主防災組織を結成していただきたい。

その為には町の方からも資機材の供与とか諸々のことをしていきますというなかにおきまして、先程申しましたように全ての自主防災組織ではないですけども、ある地域の自主防災組織に行きましたら、いつも出てこない人が出てきている、それは自分のことに関して自分のことだと関心事を持っている、どうやれば逃げられるのか、また怪我したときにどうすればいいのか、AEDの使い方はどうすればいいのか、そういうことを知りたいという方々が多く出てきている、防災に対する関心が強くなっていると思っております。

そういう意味では、今消防署の職員には活動、また活躍をしていただいているところでもあります。

そういう中におきまして、資機材の供与だけではなくて内面的な町民の気持ちの助けも必要じゃないかなと思っております。

ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

議員（庄野 克宏）

今お話がありましたように、知識と経験を積ますということは非常に大切なことだと思いますし、やはり人の力も出さないかん、モノにも、金も出さないかん、このような防災管理と聞いたと私は思っております。

ぜひ防災士については強力に進めていただきたいとこのように思います。

それともう一つは、危機管理について、特によく言われるんですけど香川県は事故がないから非常に住みやすいところやと、こういうことをよく聞きますし、この辺が、危機意識が希薄になっている点でなかろうかと思えます。

これについてどのように高揚していった情報を共有化していくかの取り組みについてお聞かせ下さい。

町長（丸尾 幸雄）

庄野議員の3点目のご質問に対してお答えをしていきます。

危機意識の希薄でございますが、議員もご指摘のとおり、多度津町におきましては、人命に多大なる影響をもたらすような大きな災害やそれに伴う被害が少ないこともあり、住民の危機意識は決して高いとは言えないと推察されます。

しかしながら、毎年数団体ずつ自主防災組織が結成されていることは、「災害がまさか起こるとは思っていない」から「災害はいつか起こるかもしれない」と住民皆様の災害に対する意識が少しずつ変化してきている結果であると思えます。

意識改革は町職員も例外でなく、災害時を想定した様々な訓練を行い、災害に対する意識改革に取り組んでいく必要があります。

本年度は、2月にハザードマップ等を活用し、自身の住んでいるところの危険性を把握し、大規模地震を想定した徒歩登庁訓練を行いました。

職員間でも、自分の住んでいる地域や登庁途中の危険箇所について話題が出るなど、良い意識啓発になったと感じているところであります。

いずれにいたしましても、防災対策は予算も必要ですが、マンパワーも必要であります。

自主防災組織の設立団体が増加すれば、連合組織の結成も視野に入れ、多くの意見を聞く中で、全町的な取り組みに繋げていければよいのではないかと考えております。

自助・共助・公助がお互いに連携しながら、来たる大規模災害に備えて参りたいと考えておりますので、今後ともご理解ご協力のほど賜りますようお願い

い申しあげます。

簡単ではありますが、庄野議員への答弁とさせていただきます。

議員（庄野 克宏）

特に本町におきましては、過去に高潮災害による床上床下浸水など大きな被害を体験しておりますが、これらの体験が今からの災害対策に活かされておるかどうかが、ぜひぜひ活かしていただきたいと思っておりますし、特にその為には防災リーダーの育成と防災訓練の実施ができていない点が自主防災組織の活動を鈍くしている要因だと私は思っております。

ぜひ日常訓練で防災訓練ができないのに実際の災害時にできるはずがないと私は常々思っておりますし、ぜひ防災訓練の強化をお願いしたらとこのように思っております。

要望といたしましては、ぜひ防災は自らが身を守る「自助」と、近隣の住民同士が相互に助け合う「共助」と行政による「公助」が連携・協働することが一番大切だと思っております。

ともに共助であり、自主防災組織の要であると思っております。

ぜひ研修、啓発活動、並びに研修会、防災訓練等々の活発な活動を要望しておきます。

どうぞこの点についてはありがとうございました。

よろしく申し上げます。

大きい2点目の質問でございますけれども、「高齢者の安全対策」について、県内の交通事故の人身事故件数は5年連続で減少しており、昨年まで2年連続で対前年比1割を超える大幅な減少となった一方、事故に占める65歳以上のドライバーがからむ事故の割合はわずかではあります年々上昇しております。

県は運転免許証を自主的に返納した高齢ドライバーに対する優遇制度を既にもうけておりますが、元気な高齢者が増える中で買い物や趣味、孫の送迎などに必要な「生活の足」として車を手放せない場合が多いようでございます。

運転中、ピ、ピ、ピ、と警告音がなると同時に、正面メーター一部に「前方注意」などの表示がでる。

そのままドライバーがブレーキを踏まないで運転を続けると自動的にブレーキがかかる、衝突の危険や車線のはみ出し、ペダルの踏み間違いなどを察知して、警告する機能を持つA S V車（先進安全自動車）が、最近特に軽自動車を中心にして人気がよく、売れているようでございます。

県は来年度から、こうしたハイテク車を購入する65歳以上の高齢者に対して、費用の一部を補助する制度を全国的にみて初めて始めるようでございま

す。

その背景には高齢者の体力や反射神経の衰えなどが原因とみられ、「免許返納者への優遇と先進安全自動車の購入費補助」を両輪として高齢者ドライバーの事故を未然に防止する方策のようでございます。

そこで、次の質問をいたします。

本町におきましても今年度「高齢者運転免許証自主返納支援事業」に取り組むようでございますけど、この支援事業につきましては高齢者の交通安全確保の点で大変私は良い事業だと思っております。

65歳以上の免許自主返納者に対して多度津共通商品券1万円も出るということですが、この1万円の出てきた根拠、更に予算はどの程度組んでいるのか、というのが実際に65歳や70歳前後の方が車のない生活が実際にできるかどうか、非常に私は危惧致します。

この点についてご回答ください。

総務課長（石原 光弘）

庄野議員ご質問についてお答えいたします。

県内の高齢運転者はおよそ4人に1人と言われており、加齢による視力や判断力の低下は高齢者が交通事故の加害者、又は被害者となる大きな原因となっていると考えております。

こういった高齢者が絡んだ交通事故を未然に防ぐ為に香川県や各市町が運転免許証の自主返納に向けた対策を進めております。

ご質問の高齢者運転免許証自主返納支援事業の内容でございますが、おっしゃったとおり本町においても4月1日以降有効期限内に運転免許証を自主返納した65歳以上の住民の方を対象として、たどつ商品券1万円を交付するものがございます。

新年度予算につきましては、30人分、30万円を計上いたしております。

この1万円の根拠につきましては、他市町で既にもう多く取り組んでおりまして、大体平均的に1万円程度を援助しているということで、1万円ということで決定させていただきました。

それで警察や免許センターで免許証返納いたしますと運転免許の取り消し通知書が交付されますので、印鑑と一緒に総務課までお持ちいただき、手続きを行った後に後日共通商品券をお渡しすることとしております。

また、ハイテク車購入補助についてですが、県が4月から始める65歳以上の方への補助制度の概要は衝突被害軽減、自動ブレーキなどの一定の安全装置を備える新車の乗用車の購入に際し、定額3万円を補助するというものですが、当町におきましてもそれに上乗せして実施するという事は難しいと考えております。

以上簡単ですが、庄野議員への答弁といたします。

議員（庄野 克宏）

その返納を目的、安全を目的とし返納を促すわけでございますけれども、現在返納したのはどれくらいおるのでしょうか、具体的に数字を言ったら。

総務課長（石原 光弘）

庄野議員のご質問、免許証の返納者でございますが、昨年中に香川県内では3,167件の方が返納されております。

そのうち、3,088件が65歳以上、そのうち多度津町民につきましては、70件の返納がありまして、66件が65歳以上の方でございます。

新しい支援事業については、広く町民に周知するため3月広報、及び4月広報、またホームページにも掲載しております。

以上です。

議員（庄野 克宏）

多度津町で70何人ということでございますけれども、実際問題私も返す年齢になるんですけど、実際免許証返して車乗れんかったらどうしよかなと非常に危惧するわけでございますが、特にこの返納につきまして自分の交通安全に対する自覚とか、交通安全に対する取り組みとか、もちろん体力の限界とか、家族からお父さんこうこうでということになるんだろうと思いますけど、その辺の目標を達成するために強い指導というのがいるかと思うんですけども、その点についてぜひ私もこれはいい制度だと思いますので進めていただきたい、このように思っております。

それともう一つご提案ですが、県が今度ハイテク車の運転に対する助成金を出すということでございますけど、この点について多度津町もこんないい車があつてなお且つですね、というのがですね、この前の大阪の梅田の心疾患による暴走事故による人身事故とか、最近で言うたら認知症のドライバーが事故を起こすことがまあ極端なんですけど、高速道路を逆走するような高齢者もおるといふ、こんな考えれんような事故があるわけでございますが、そういった面におきましてハイテク車とか安全車の取り組みについて進めていって、ぜひこれは別になんぼかまた助成金も考えてやらなと、この点についてはどうでしょう。

よろしくをお願いします。

総務課長（石原 光弘）

庄野議員のご質問のハイテク車ですが先程少しふれましたが、このハイテク車補助については香川県が16年度当初予算で計上したと、これは全国で初めて創設する制度でございます。

これにつきましては3万円という補助で、一定の装備を備えた車については

3万円という補助でございますが、県下の補助につきましては県下の他市町の状況を見ながらどの程度までできるかと、現状は難しいということでご理解いただきたいと思います。

議員（庄野 克宏）

どうもありがとうございました。

そしたら最後にですね、多度津町には特に高齢者の安全確保について、多度津町には西港に交通公園というのがあり、これは私のお聞きする範囲では県下でもこんな公園はないよということで、いろいろ一部活用しておりますが、私の知る範囲で言いますと、幼稚園とか保育所の交通安全教室が、特に横断歩道の渡り方とか信号の見方とか、踏切の、そこにパトカーなりが来て子ども達が乗ると。

ダミー人形を公園で交通事故を起こす状況と。

子どもに小さい時から交通安全に対する意識を高揚づく、非常にいい役目を果たしているなど思うのだが、この点についてももっともっと高齢者なりの交通教室、更には企業への交通対策等についてPRしながら、交通安全の町として取り組んでいただけたらと思うんですがいかがでしょうか。

総務課長（石原 光弘）

ご質問の交通公園の活用につきましては、昨年度の使用は三井保育所、4幼稚園、3企業で述べ17回利用しております。

残念ながら、高齢者の団体の使用はありません。

庄野議員ご指摘のとおり、もっともっと非常にいい施設であります。

活用していただけるように、PRしていきたいと思えます。

よろしく申し上げます。

議員（庄野 克宏）

どうもありがとうございました。

特に多度津町はここ2年ほど死亡事故が出ておらないという、関係者皆さんの日頃の努力の賜物と思っておりますし、ぜひ多度津は、こんなこと言うたら私も交通安全の関係一部させていただいてるんですが、小学校の自転車教室というのが3年生と6年生で11月ぐらいにあるんです。

これ各小学校あると思うんです。

その時に先生と何人か毎年代わって来ます。

ある先生は、「庄野さん、この小学校ぐらい交通安全に取り組む学校は、私は前任校から比べてないですよ。」ということ聞いたことがあります。

それだけ執行部の皆さんの熱心な方向付けもあるのでしょうか、僕は結構な話で。

そんなこととか、私も会社時代に部下の子どもが小学校1年生に入って、4月

に入って5月に交通事故で亡くなったというお葬式に行った例もあるんです。非常に交通事故で亡くなったという非常にさみしいといういろいろなものがありますが、ぜひ皆さんで力を合わせて多度津町の交通事故を守るようお願い申し上げて、簡単ですけどご質問に代えさせていただけたらと、今後ともどうぞよろしくようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって12番庄野克宏議員の質問を終わります。

次に、3番、金井浩三君、一般質問お願い致します。

議員（金井 浩三）

一般質問、3番、金井浩三。

2点ほど質問させていただきます。

まず、第1点目、水関連事業で再生水利用計画事業です。

平成16年5月から開始をし、年間維持管理費、約3,400万円償還毎年3,900万円で、平成46年に完済予定の事業、今年5月で約12年が経過しようとしています。

その間、私の記憶では、稲作ができない、また水道水の減圧や断水も起こっていないと思います。

稲作面積も平成16年度豊原地区、四箇地区の合計213万8,635㎡だったのが、平成27年には197万7,913㎡（162反）と約1割弱稲作面積が減っています。

また上水道の利用も平成22年度年間総配水量365万5,887㎥、有水量325万398㎥に対して、平成26年度総配水量325万5,477㎥、平成22年度に対してマイナス31万410㎥、有水量298万5,033㎥、22年度に対してマイナス26万5,365㎥、稲作面積は毎年減少、水道水利用も減少しているのが現状です。

前にも質問しましたが、現実に合わせて考えをしなければいけないと思います。

私はこの事業、そろそろ考え直していい時期だと思います。

その時には合っていた事業かもしれませんが、時が過ぎた今では、この事業があっているとは思えません。

そこで質問します。

今言った稲作面積、また水道水の利用量を踏まえ、この事業をこのまま継続していくのですか。

どのように考えておられるのかお伺いします。

よろしくお願ひします。

町長（丸尾 幸雄）

金井浩三議員ご質問の、「再生水利用計画事業について」の答弁をさせ

ていただきます。

本事業は、平成6年に起こった全国的な大干ばつにより、住民生活や農業に多大な影響を受けた苦い経験から、限りある水資源を安定的に確保することの重要性を認識し、それまで金倉川浄化センターから瀬戸内海へ放流していた処理水を、日量最大1万t受水し、高度処理を行い、農業用水、河川維持用水、親水用水、せせらぎ用水として、それぞれ利用する計画で共用を開始致しました。

議員のご質問であります稲作面積の減少や水道水利用の減少に伴う事業継続の検討につきましては、確かに維持管理費を含め事業運営には一定の経費がかかります。

しかし同時に、地元の水利の方や自治会の方などからは、農業用水や地域の憩いの場としての修景用水、また公共用水域の水質及び環境保全としての河川維持用水として、継続的な再生水利用の要望もございます。

以前、機器の故障対応で農業用水が6月の送水に間に合わなかった際には、早期に送水を望む強いご意見をいただくなどしたことから、再生水は必要不可欠なものとなっていると感じております。

また、維持管理に関しましても、平成16年5月の供用開始からこれまでの間、運用方法について創意工夫を重ねており、当初計画では年間を通じて全ての施設をフル稼働することとしておりましたが、現在は、農業用水の利用が多い6月から9月末までは、農業用水利用のため中池へ送水し、その間は河川維持用水の送水を停止しております。

また、農業用水の利用が少なくなる9月末からは中池への送水を停止し、河川維持用水への送水に切替える運転を行うなど、現状に即した中で動力費・薬品費等の維持管理コストを抑えた運転を行っております。

なお、平成16年度以降の11年間に発生した渇水では、第1次取水制限が2回、第3次取水制限が4回、第4次取水制限が1回あり、また、農業用水利用の実績といたしましては、平成18年度から平成26年度までの間に、天候による変動はありますが、年平均約9万6,000tの再生水を送水しております。

とりわけ平成20年度に起きました第4次取水制限時には、年間約16万8,000tの再生水を送水した実績もあり、渇水に対する安心安全にも寄与しているものと考えております。

今後も、関係機関及び関係各課とともに、無駄のない、より効率的な運用を随時検討し、さらなる経費節減に取り組むことで、事業を継続してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

議員（金井 浩三）

丸尾町長の答弁で、現実に即した中で動力費、薬品費等の維持管理コストを抑えた運転を行っているという答弁がありましたが、今現在年間維持管理費は3,400万円よりいくらか安く抑えられているのかご答弁お願いします。

上下水道課長（河田 数明）

金井議員のご質問に答弁させていただきます。

基本的に言いますと、年間の維持管理費、これはその年その年により変動があります。近々で見ますと少ない時で、これは5年ほど前になるんですが、一番少ない時で2,900万程の維持管理費がかかっております。

多い時で言えば、一番多い時は、すみません平成19年に4,000万を超えることがありましたけれども、近々では約3,000万から3,300万ほどの間で変動しております。

議員（金井 浩三）

答弁書の中で、地元の水利関係の人の要望が多いとお聞きしましたが、私も数人の池の管理をしている人から聞きとりをしました。

そして今ハッキリ言っていない、余程のことがない限りいりませんという答えが返ってきました。

また、執行部の方は現地調査をしたり、聞き取り調査をしたことがあるのかということも言われました。

そのことについて、ご答弁お願いします。

産業課長（神原 宏一）

金井議員ご質問のうちの地元水利等の聞きとりがあったかどうかということですが、この再生水の利用につきましては毎年5月に多度津地区地域用水機能増進本部会というものを毎年開催して、その年の送水の期間でありますとか、受水の方法等を会議で決定しております。

その会議については、土地改良区の役員の皆さん、それから各地区の水利総代の皆さん、それから池の管理者の皆さんがお集まりいただきまして、そこで決定しているということでございます。

その会議等の中で、再生水の利用が必要でないとかそういうような意見は私の方で確認はしてないので、今のところ必要だというふうに私の方では確認させていただいているところでございます。

町長（丸尾 幸雄）

金井議員のこの再生水処理事業、これは多度津町水環境創造事業というのが正式な名称でありまして、この水環境創造事業の目的はあくまで渇水対策です。

この渇水対策として先程私答弁で申し上げましたように、平成6年の大渇水をみた場合に、もう二度とこういう渇水にあっちゃいけない、町民の生活に大

きな影響を与えることになってしまう、そういう中で考えられたのが再生水の再利用、下水の再生水の再利用、水環境創造事業です。

この事業は先程も申しましたように、下水の再生水は海に流したのを、高度処理をしてもう一度循環をすることによって、利用していこう、その中には全て100%効果を挙げているというわけではありません。

ただ今、中池から千代池に入っています。

そこから8つの池の方に水が配水されて、農業用水になっています。

そして渇水時期になりますと、このもっとももっと増えるわけですが、この再生水を農業用水として活用していただく、農業を営んでいる方に活用していただく、その代わり今深井戸の水を農業用水として使っておりますけども、その深井戸の農業用水を飲料水として町の方で活用させていただきたい、そういう考えの中で水利の皆様方のご協力ご理解いただいて、この水環境創造事業ができていますので、常の活用が云々ということよりもまずは渇水時期に大きな大渇水が起きた時に、この水環境創造事業が力を発揮するんだと思っております。

目的は、渇水対策ということをもう一度ご理解いただけたらと思っております。

よろしくお願い致します。

議員（金井 浩三）

今町長は平成6年の大渇水ですか、確か僕の記憶が正しければ多度津町は断水もしなかったし、稲作にも影響なかったと思います。

ただ周りの市町村が調子悪いから、確か温水プールはとりやめた記憶があります。

それを考えるならば、今現在香川用水の供給量、徳島との取り決めで毎年同じであれば、多度津町より水上である善通寺、琴平、三豊、財田町も稲作面積は減少していると思います。

となれば、香川用水の稲作に利用される水は毎年余裕が出てくるのではないですか。

執行部はこのことについてどう思いますか、よろしくお願いします。

それと先程千代池、数人の池の管理ということですが、これは、僕は水利協議員の方からお聞きしました。

その人が言っていました。

現地調査をしたことがあるのか。

以上よろしくお願いします。

上下水道課長（河田 数明）

金井議員のご質問の答弁になるかどうか、ちょっと自信がありませんが、

平成6年の渇水の時に断水がなかったということで、私その当時水道課の方ではおりませんでしたけれども、聞く話では水道課の施設というのは、確かに水があれば多度津町が1日使う水というのは作れるほどの規模はあります。

ただ、基となる水という話で、確か平成6年の時に香川用水、これはもう非常に規制がかかりまして、県から頂いている方の水、これはもう少なかったと思っております。

その中で、町、特に多度津の東の方の頂いておる地下水、これが非常に頂いた中で、それは多分農業用水に使っている水とかそういうものを含めて、町の水道の為に自分のところの水をとるのを止めてでもまわしていただいたおかげで、断水にならなかったとは聞いております。

そういうことですね、いざ渇水になりますとやはり多度津町では井戸水というのは非常に大事なものでありまして、その中で議員さんからの色々な要望もあって、今広域の話も進んでおりますけれども、多度津町の水源を大事にするということをやっております。

ただ再生水はその代替えとして農業用水にも使えるというところで、そういう時の為の渇水対策に繋がっていると思っておりますし、私ども今農業用水に送水しておる水と言いますのは、確かに要望があっただけを送るということで常に送り続けているというものではありません。

中池の方に入るバブルを閉じれば自然に止まりますし、また大雨が降れば自動的に止まるようにもなっております。

また農業用水に使わない時でも、これは河川の方に雨が少ない、農業用水が流れていない時点ですので、非常に水路等河川等の水質が悪くなるということで、常に水を流して浄化させようということで流しております。

ただこれも雨が降ったり、水位が上がれば止まるようになっておりますので、無駄な運転はしていないと考えておりますのでご理解お願い致します。

議員（金井 浩三）

今、河田課長から河川の維持費とかきれいにするという言葉がありました。が、僕の隣の川より親水公園の水の方が汚いと思います。

アオコが出たり冬になればクロコ、このことを一つ憶えておいてください。

それと提案ですが、やはり再生水をやらなくて、堀江のポンプを止めて今瀬戸内海のあまりにも水がきれいになりすぎて、魚が減っております。

これに供用した方がいいと思います。

これは提案です、よろしく申し上げます。

それでは第2点目、日日が1日違うかも分かりませんが、次に水道水の配管の質問をします。

2月24日12時のNHK香川のニュースの中で、「鉛管7市町で把握せず」健康

被害のおそれがあるとして、国が原則、新規の設置を禁止している鉛製の給水管が一般の住宅などでまだ、どれくらい使われているのかという実態を、香川県内の7つの自治体が把握できていないことがNHKの取材で分かりました。

日本水道協会は、「可能な限り実態把握の努力が必要だ」と指摘しています。

住宅などに水道を引き込む際に使う鉛製の給水管、いわゆる「鉛管」は健康被害のおそれがあるとして、国は平成元年から原則、新規の設置を禁止しています。

日本水道協会のまとめによりますと、一昨年3月末の段階で香川県内では把握できている範囲で、まだ14万6,000世帯あまりで鉛管が使用されていて、全世帯に占める割合を示す「使用率」はおよそ37%と全国で最も高くなっています。

中でも使用率が高い自治体は、丸亀市が58%、高松市が52%、坂出市が50%などとなっています。

一方、多度津町や宇多津町、それに綾川町など7つの市や町では、関係する資料が残っていないなどとして、鉛管の使用実態を把握できていないことが各自治体への取材で分かりました。

これらの自治体の実態によっては、県全体の使用率が更に高まる可能性もあり、日本水道協会は「可能な限り、実態把握の努力をした上で、住民に周知し、交換を促すべきだ」というニュースが流れてきました。

このことについての説明、また町として今後どのように対応していくのかお答えをお願いします。

上下水道課長（河田 数明）

金井議員ご質問の、「水道水の配管について」の答弁をさせていただきます。

まず、一般的に鉛管は、加工が容易であることから各家庭に給水するための、水道本管から分岐して設けられた給水管に多く使用された経緯があり、その所有者は個人であります。

多度津町の上水道事業は、私営水道設備の譲渡を受け、昭和27年度より、町営水道として供給を開始いたしました。

私営水道時代においては、給水管に鉛管を使用した経緯はありますが、町営水道に移行してからは、鉛管の使用は認めておりません。

今回のNHKの報道につきましては、事前にNHK記者より電話取材があり、その取材内容は、厚生労働省が実施した、平成25年度の水道統計調査において、本町の「鉛管使用状況」の回答が、「把握していない」となってい

る事についての確認でありました。

調査において、本町が「把握していない」とした理由は「水道本管から水道メーターまでの間は、鉛管の使用がないことの確認はできているが、宅地内については把握できていない」との趣旨であることを回答しております。

しかしながら、2月24日の正午に放送されました、NHK香川のニュースでは、多度津町において鉛管の使用状況について、「把握できていない」と報道されたところであります。

取材時の回答内容との相違があったことについて、NHK記者へ連絡をとり、個別対応は難しいとは思いますが、視聴者への誤解を招く恐れがあるため、多度津町での鉛管の使用については無い旨、又、把握ができていないのは、宅地内の配管であることを再度伝えたところ、同日午後6時のニュースでは、「個人管理の部分は、行政では把握しづらい」とのコメントが追加されました。

尚、本町におきましては、継続的に行っている配水管布設替工事により鉛管が使用されていた時代の配水管につきましては、既に布設替が終了しており、それに伴い本管から水道メーター又は第一止水栓までの、給水管の入れ替えを行っております。

又、計量法により水道メーターの交換を7年周期で行っており、メーター交換の際に鉛管使用が認められた場合は、担当職員への報告を指示しておりますが、現在まで、鉛管使用の報告は無いことから、町が把握できる給水管については、鉛管の使用は無いものと総合的に判断しております。

また、NHK香川のニュース放送後、町民の方より3件の問合せがあり、問い合わせ内容は、自宅に鉛管が使用されているかどうかであった為、先程の内容と同様の説明をし、宅地内については、町で保管している給水台帳の記載内容により、分かる範囲で回答し、ご理解をいただいております。

尚、台帳登録がない場合には、鉛管使用の有無は施工業者に問合せいただくようお願いすることとしております。

最後に、鉛管に関して町民の皆様にも正しく理解して頂く為、今後、多度津町ホームページ及び広報紙等で、お知らせすることを考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議員（金井 浩三）

昭和27年以前に設置されたものであれば、民間委託しているので給水台帳がないということですね。

そして昭和27年以降であれば、町が水道業者となったので宅地内についての給水台帳があるということであれば、これでどこどこが調べることができないんですか。

上下水道課長（河田 数明）

ただ今のご質問に答弁させていただきます。

私ども台帳の方、確かに水道を引く時には布設図等を添付して提出しなければいけないということになっておりますが、ただ、町営水道になってからでも、非常に家を建つ前にもう引きこみをしてしまったりということで、家に引きこむまでの管のことは書いておるんですが、その家の中まで、家がどう建った後どういう配管になっているかまでがないものがたくさんあります。

ですから全てにおいて町で把握できませんので、ただ今私どもが言いますこの「鉛管」といいますのは、他市町でも調査ということでやっておるところがありまして、「鉛管」が主に使われているのが先程言いましたように宅地内に引きこむ、その部分で加工がしやすいということで、道路を外す時に非常に埋められております。

その確認をやられておるのは、全てメーターのところ「鉛管」が出てきます。

それで入っているか入っていないかの確認をしておりますので、ほぼ宅地内に使っているところはないんですが、ただうちの方でその台帳がきれいに出てきとって、その「鉛管」というのが明確に書かれておれば分かるんですが、そこまで書いていないのもあります。

ですから全てがうちで把握できるものではなくて、把握できる分に関してはご返答させていただきますが、分からない部分に関しては業者の方にちょっとお聞きくださいということでお願いしとる部分でございます。

それで先程言われましたように、私どもで把握できる分は全て入れ替えを行っていると考えていますので、よろしくお願い致します。

議員（金井 浩三）

もし宅地内で「鉛管」が分かった場合、個人負担になるのですか。

そうかそれとも町としてはある程度補助をしてあげるのですか。

他の町では補助をしてあげるところがありますので、その辺よろしく申し上げます。

上下水道課長（河田 数明）

ただ今のご質問に対して答弁をさせていただきます。

補助の関係であります。ちょっと私どもの方で調べましたが、補助を出しているのは香川県内で2つの市でございます。

ただですね、その補助区間というのが水道メーターから宅地内30cmまで、という部分での工事費を負担しております。

と言いますのも、先ほど述べましたように水道本管から水道メーターまで、これ全て個人のものでございます。

工事も個人でやりますし、ただ撤去する時もこれは廃止届が出てきますと、個人の費用で本管まで掘り下げて止めていただく、ということになっております。

ただ、便宜上と言いますかメーターの手前ですので、そこで漏水した場合、水道メーターにかかりません。

料金にもなりません。

それで漏水に関しては町が直すということになっております。

ですからその部分、個人の部分ですけれども一番「鉛管」が使われている部分、先程説明したその部分に関しては補助を出すところは全額負担、又は半額負担等の補助はしております。

ただ宅地内になりますと、補助は出しておりませんし今多度津町の方で補助要綱等はございません。

議員（金井 浩三）

ご答弁ありがとうございます。

これからも安心安全な水道事業をよろしくお願い致します。

それと、再生水につきましてはよく考えるようによろしくお願い致します。

どうもありがとうございます。

議長（志村 忠昭）

これをもって3番金井浩三議員の質問を終わりたいと思います。

それでは、これにて一般質問を終了いたします。

本日の日程は、全て終了いたしました。

明日も3名の方の一般質問がございますので、ご参集いただくようお願いをしておきます。

これにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

散会 午後2時47分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

平成 28 年 3 月 8 日
第1回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記